はじめに

超高齢社会、核家族化、価値観の多様化や長引く不況など、さまざまな背景から、現在、家族や地域のつながりや助け合いが希薄になってきていると言われています。また、これらの背景は、住民一人ひとりの生活課題を多様化・複雑化させ、地域から孤立する「ひとり暮らし高齢者」や「権利擁護」サービスの需要増大などの新たな課題を発生させており、現在の福祉を取り巻く環境は大変難しい状況となっています。

本市においても、支援を必要とする住民の方の、複雑な生活課題をいかに発見し解決していくかが課題となっており、公的支援の充実・対応力の強化だけでなく、地域で支え合う互助の体制を整えることが必要であります。

そのため、地域での世代を超えた助けあい・支えあいの活動により、すべての住民が安心して生活していくことのできる地域づくりを目指し、本計画を策定いたしました。

本計画では、地域福祉活動の担い手の確保や地域交流活動の促進などを進め、国の掲げる、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指し、地域住民相互の支え合い活動をより一層普及、拡大させることといたしました。

今後、本計画の推進を通じて、地域における支え合い活動の輪を広げ、住民の皆様をはじめ、福祉事業者、社会福祉協議会などと協働で地域ぐるみの福祉をつくってまいりますので、皆様の格別のご理解、ご協力と更なる積極的な参加をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員の皆様をはじめとする多くの皆様に厚くお礼申しあげます。

2019年３月

沼田市長　横山公一

目次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の背景 1
２　地域福祉とは 2
３　計画策定の趣旨と位置づけ 3
４　計画の期間 5
５　計画の策定体制 5
第２章　地域福祉をめぐる沼田市の現状 5
１　統計などからみる現状 7
（１）総人口、世帯数、人口構成 7
（２）人口動態 9
（３）要介護等認定者 11
（４）障害者手帳所持者 12
（５）地域の高齢化の状況 13
（６）ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみの世帯の推移 14
（７）保育園等の園数・園児数の推移 15
２　市民意識調査からみる現状 16
（１）目　的 16
（２）調査期間 16
（３）調査対象者 16
（４）調査方法 16
（５）配布数及び回収数 16
（６）調査結果 17
第３章　計画の基本的な考え方 35
１　基本理念 35
２　基本目標 35
３　福祉圏域の設定 36
４　施策の体系 37
第４章　地域福祉の展開 37
基本目標１　地域における福祉意識の醸成、担い手づくり 39
（１）福祉意識向上の推進 39
（２）地域福祉活動を担う人材の育成 41
（３）地域福祉活動への市民参加の促進 43
基本目標２　自助を支える共助と公助が連携したまちづくり 45
（１）自助を支える地域福祉活動の創出 45
（２）課題解決のためのネットワークの構築 47
（３）安心して利用できる福祉サービスの充実 49
（４）情報提供と総合的な相談体制の充実 51

基本目標３　すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり……53
（１）避難行動要支援者の支援方策……53
（２）一人ひとりの人権の尊重……55
（３）住みやすい住環境の整備……59
第５章　重点施策……61
１　重点施策と目標値の検証……61
第６章　計画の推進……63
１　市民協働による連携体制の強化……63
２　推進体制と評価……64

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化にともない、生活課題もまた多様化・複雑化しています。その解決には、従来のような課題ごとの縦割りのシステムでは限界があると言われています。

これを解決するため国では、身近な人の問題を「我が事」のように捉えられる温かい地域をつくり、支え合いの福祉である「互助」による生活課題の解消を図ること、また、多様化・複雑化している住民の生活課題を「丸ごと」受け止め、総合的に解決していける場をつくることで、住民が地域で自立した生活を送り続けることができる「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現を目指しています。

本市では、すべての市民が安心して沼田市で生活を送り続けられるよう、「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現させるべく、地域福祉を総合的に推進するための基本指針として、「第２次　沼田市地域福祉計画」を策定いたしました。

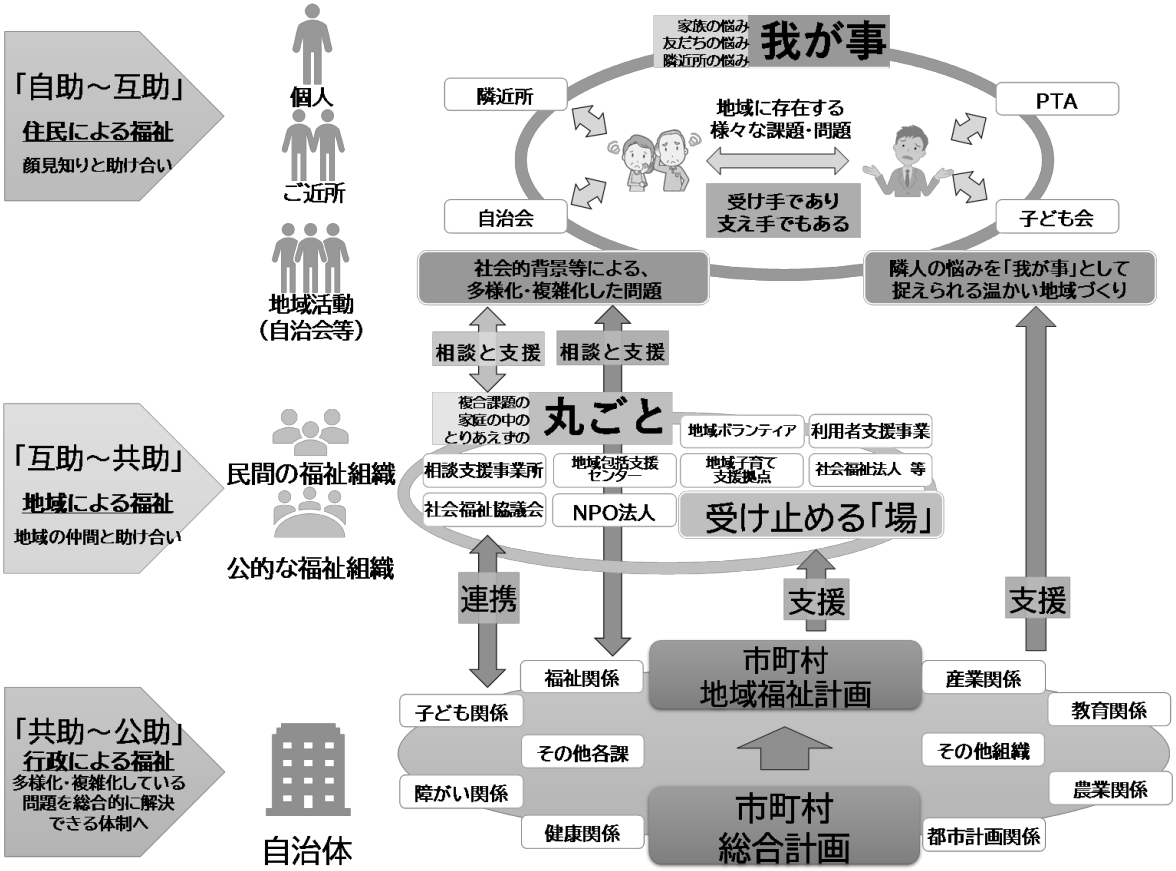

2　地域福祉とは

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」としています。

福祉ニーズが多様化・複雑化していることに加え、超高齢社会による福祉ニーズの増大は近い将来避けられないことではありますが、そういった中でも、すべての市民に安心して沼田市で生活を送り続けてもらうためには、個人が抱える生活課題に対して、「自助」「互助・共助」「公助」がうまく組み合わされ、効率よく課題が解決される体制整備が重要となります。

すなわち地域福祉とは、「自助」を基本とするも、個人では解決の難しい課題に対しては「互助・共助」や「公助」が連携して支え、地域全体が互いに支えあうことで安心して生活を送り続けられる基盤をみんなでつくっていくことであり、本計画ではそのための協力や支援の関係を整理・再構築するためのものです。

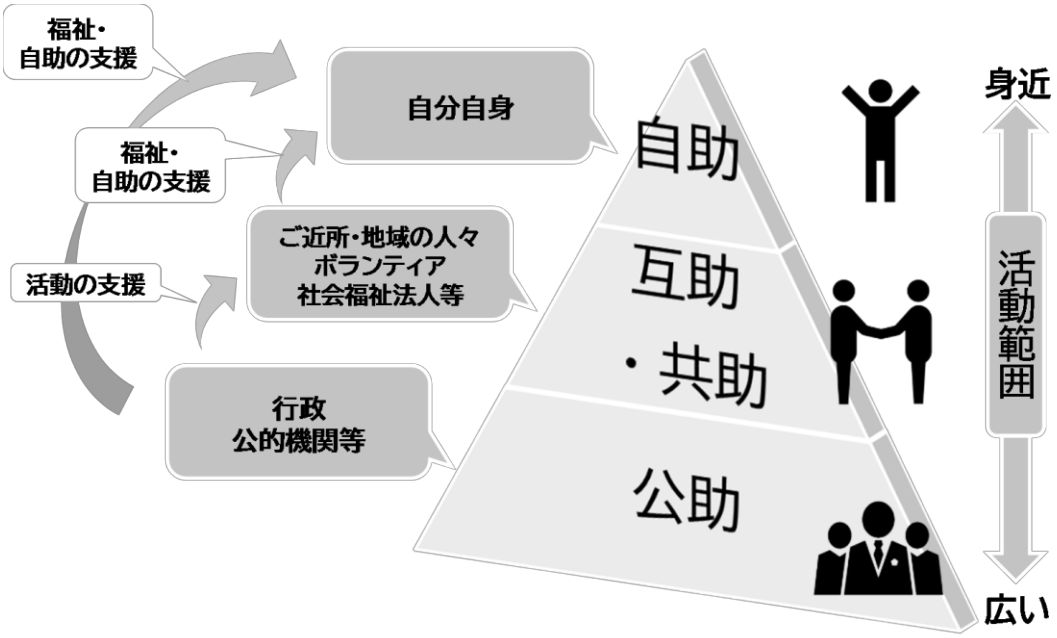

自助	互助・共助	公助
個人や家庭は、日ごろ身の回りで起こる問題に対して、まず自分自身や家庭の努力により解決する力を育てることが必要です。	自分自身や家庭内で解決できない問題に対して、親戚、ボランティア、ご近所など、地域が力を合わせて解決する協力体制の構築が必要です。	地域で解決できない問題に対して、行政や公的機関による制度やサービスにより解決していくことが必要です。

３　計画策定の趣旨と位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条によって定められている「市町村地域福祉計画」であり、社会福祉法の改正だけでなく、担当省庁である厚生労働省の通知、その他関係する法律なども勘案して、策定いたしました。

また、本市の最上位計画である「沼田市第六次総合計画」の、地域福祉に関する事項を具体的に示す計画です。そのため、総合計画の中の、地域福祉の本論である「第２節　地域で支え合う福祉力を高めます」や、その他地域福祉に関わる部分を取り込んでいます。

さらに、福祉の対象者ごとに策定されている「個別計画」に対して、地域福祉を推進するため、共通して取り組むべき事項を定めるよう求められています。

■社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第１０６条の３　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■その他法律等

（生活困窮者自立支援制度）
■2015 年4月　生活困窮者自立支援法施行
　生活保護に至る前に、総合的な支援を行うことで、国民の自立を促すための制度を定めた法律です。相談体制において、社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動等との連携が重要である、と明記されています。

■2018 年 10 月　生活困窮者自立支援法改正
　本改正では、基本理念や定義を明確にし、生活困窮者と接する可能性のある部局（福祉・就労・教育・税務・住宅など）において制度の利用勧奨を行うことや、制度のより積極的な活用のために会議体を設置できることなどの改正が行われました。

（成年後見制度利用促進計画）
■2017 年３月　成年後見制度利用促進基本計画閣議決定
　国の成年後見制度の利用促進に関する方針を示す計画であり、「市町村成年後見制度利用促進計画」の策定を求めています。

（再犯防止推進計画）
■2017 年 12 月 15 日　再犯防止推進計画閣議決定
　国の再犯防止施策を総合的に推進するための計画であり、「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」が示されています。

■市の各計画との関係

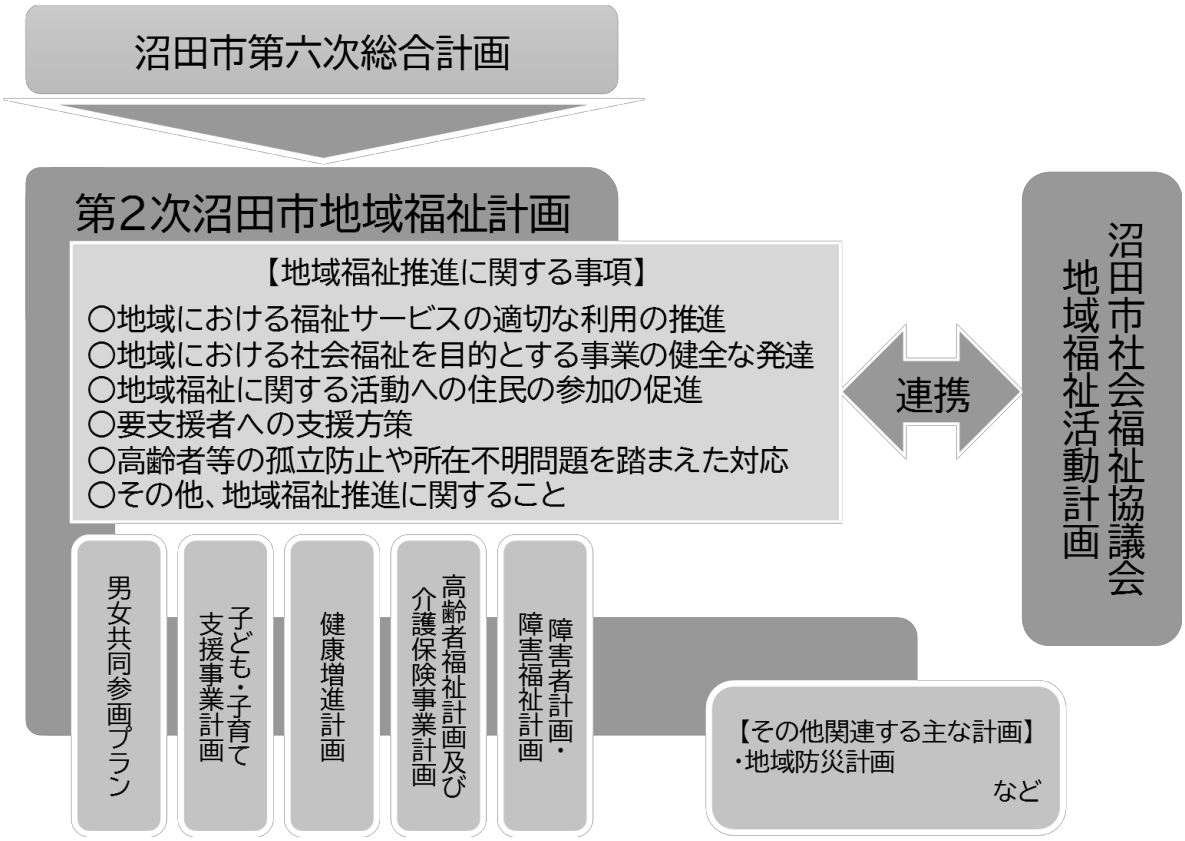

4　計画の期間

計画の期間は、2019 年度を始期とする５か年計画です。計画の最終年度である 2023 年度においては、それまでの地域福祉の施策が推進されているかどうか、評価・見直しを行います。

5　計画の策定体制

地域福祉に関する市民の意識や要望・意見などを把握し、本計画策定にあたっての基礎資料とすることを目的とした、市民アンケート調査を行いました。

また、本計画の策定体制は、市の代表や関係機関・団体などから構成される「沼田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、策定した案に対し、パブリックコメントを実施し、計画書に対しての意見聴取を行いました。

第２章　地域福祉をめぐる沼田市の現状

１　統計などからみる現状

（１）総人口、世帯数、人口構成

本市の総人口は、2014 年からの４年間で、2,643 人減少しました。また、１世帯あたり人口は、0.14 人減少しました。また、年齢３区分別人口を見ると、年少人口が減少し高齢者人口が増加しており、少子化・高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口と１世帯あたり人員

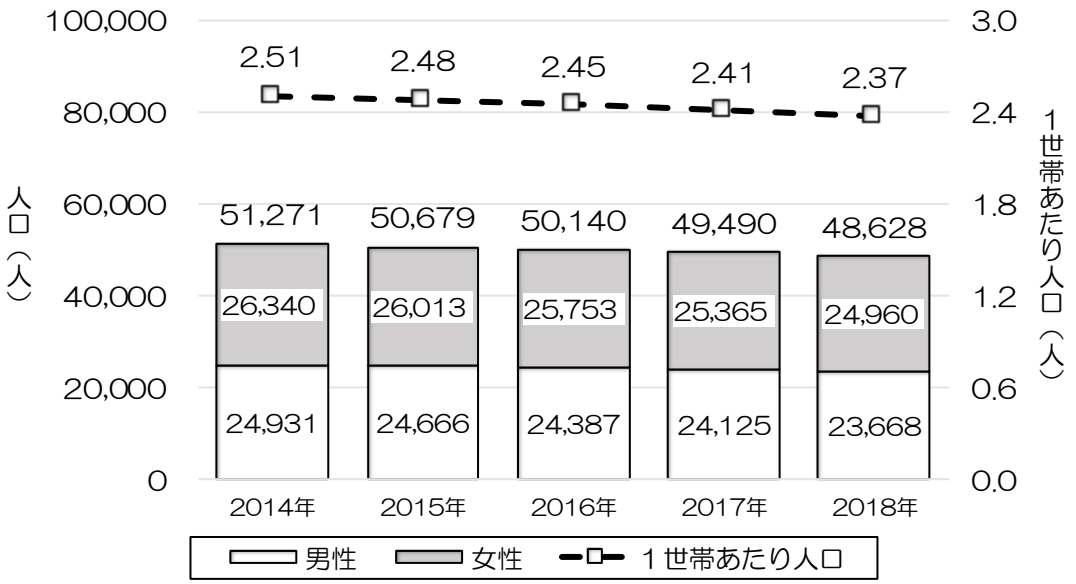

住民基本台帳（各年４月１日現在）

■年齢３区分別人口

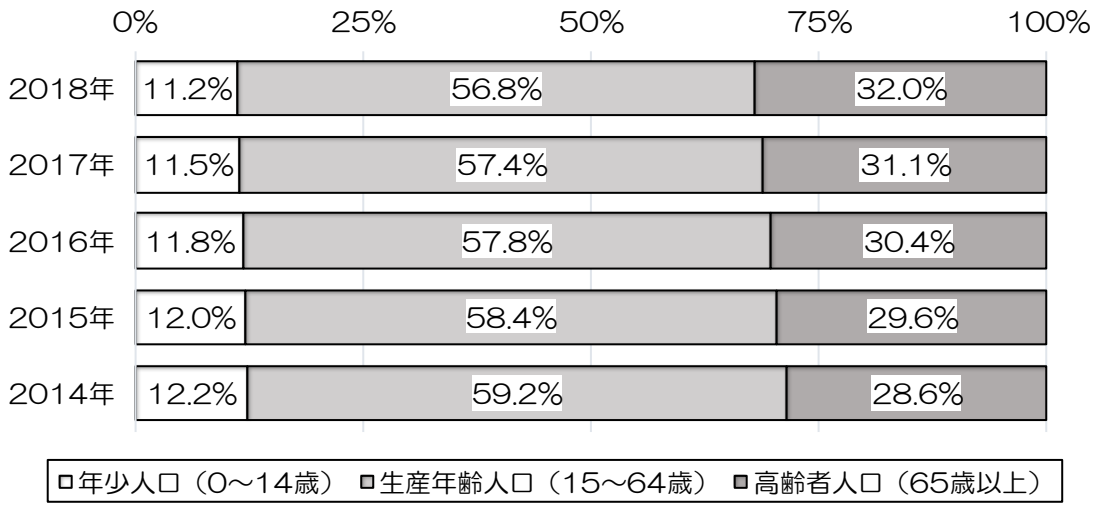

住民基本台帳（各年４月１日現在）

2018 年 4 月 1 日現在の人口ピラミッドを見ると、いわゆる「団塊の世代」を含む「65 歳～69 歳」が男女ともに人口が最も多く、年少になるにつれ人口が著しく減少しています。

■人口ピラミッド

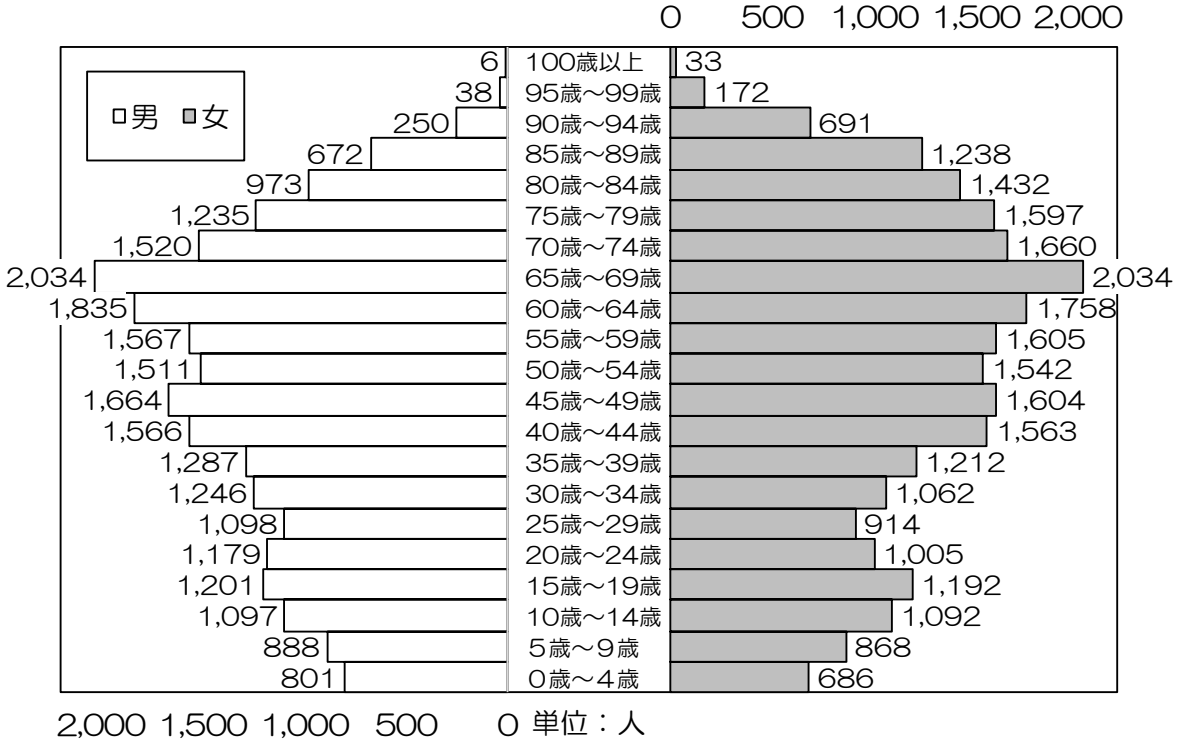

住民基本台帳（2018 年 4 月 1 日現在）

（２）人口動態

本市の 2014 年から 2017 年の人口動態は、自然動態・社会動態ともに減少が増加を上回っています。

■自然動態の推移

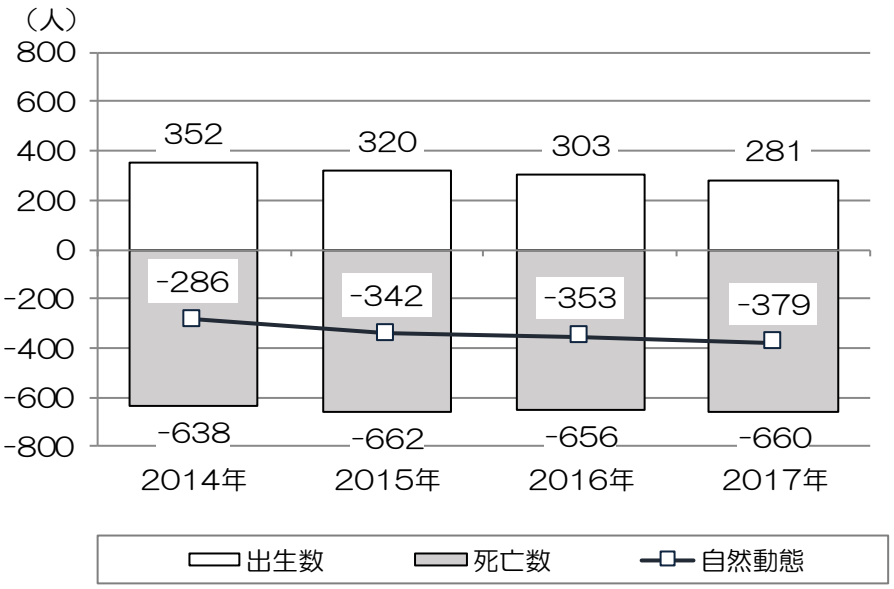

群馬県統計課（各年１０月１日）

■社会動態の推移

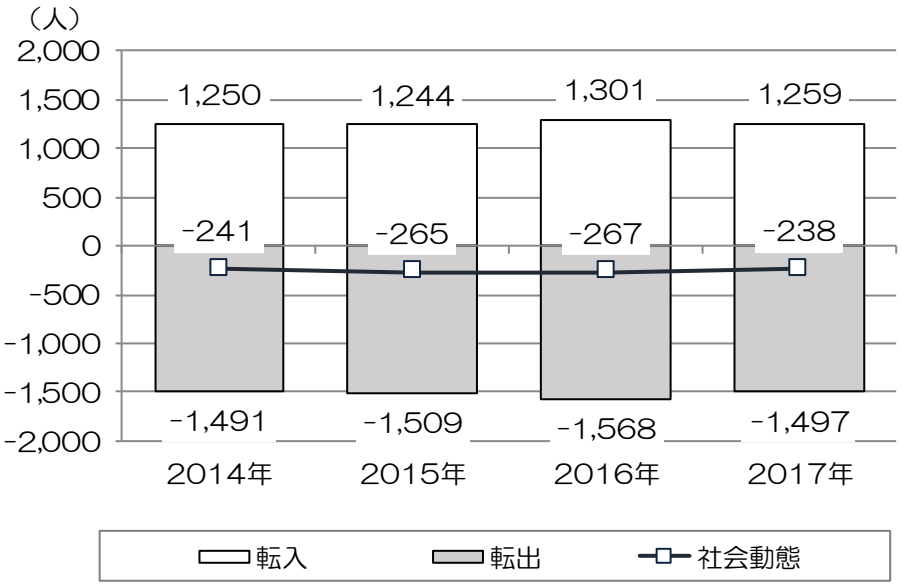

群馬県統計課（各年１０月１日）

また、合計特殊出生率※は、2014 年の 1.67 から 2017 年には 1.42 まで減少しており、国や県の値を下回りました。

■合計特殊出生率の推移

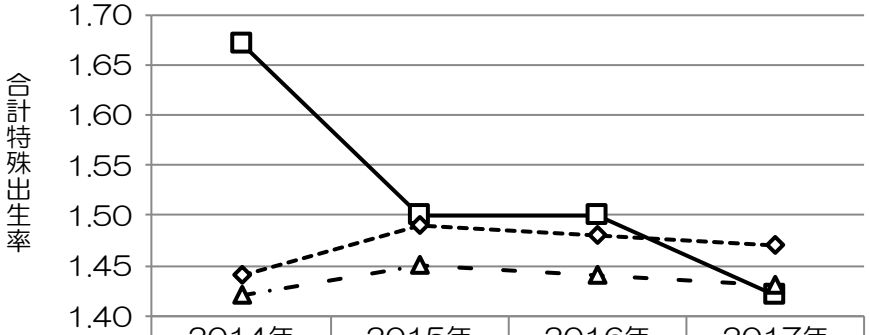

	2014年	2015年	2016年	2017年
沼田市	1.67	1.50	1.50	1.42
群馬県	1.44	1.49	1.48	1.47
全国	1.42	1.45	1.44	1.43

群馬県統計課

※合計特殊出生率とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

（３）要介護等認定者

要介護認定者数の推移を見ると、2014 年の 2,758 人から増加を続け、2018 年では 3,019 人となっています。また、同期間の要介護認定率も、微増しています。この値は、県と比較して高いものとなっています。

■要介護認定者数と認定率の推移

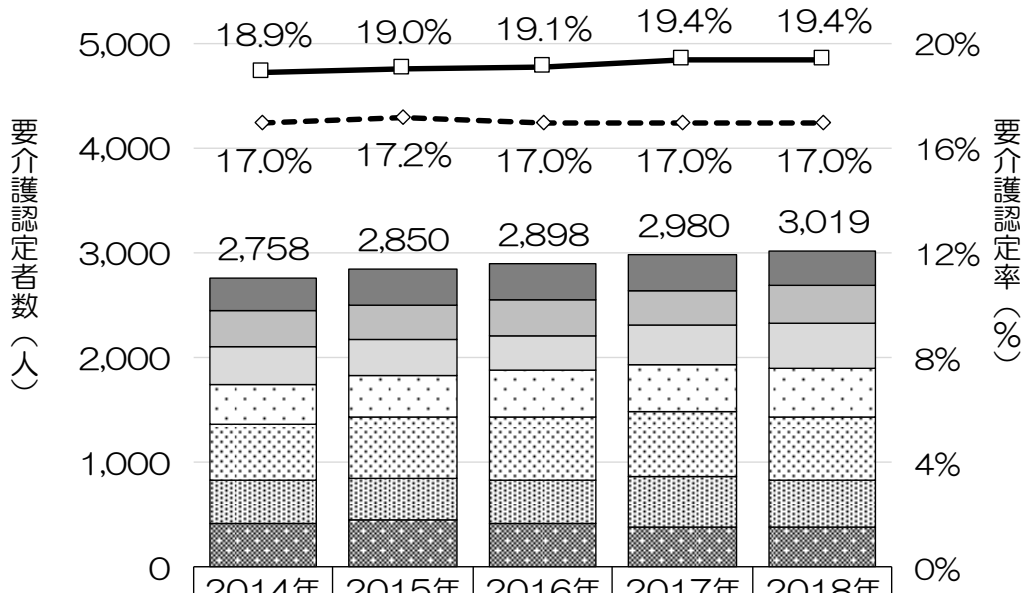

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
認定者総数	2,758	2,850	2,898	2,980	3,019
要介護５	315	341	340	332	328
要介護４	332	342	341	342	364
要介護３	368	330	338	377	420
要介護２	380	398	445	449	464
要介護１	525	594	607	607	606
要支援２	411	395	409	484	458
要支援１	427	450	418	389	379
認定率（沼田市）	18.9%	19.0%	19.1%	19.4%	19.4%
認定率（群馬県）	17.0%	17.2%	17.0%	17.0%	17.0%

厚生労働省　介護保険事業状況報告

（４）障害者手帳所持者

各障害者手帳所持者数の合計の推移を見ると、2016 年に一度減少しましたが、それ以外は毎年増加しています。

「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は、2016 年以降大きく増加してきています。しかし精神障がいの方の中には、手帳の取得により適切な支援の手があるにもかかわらず、さまざまな要因から手帳の取得をせず、支援を受けることができない、いわゆる「制度の狭間」と呼ばれる状態に陥る方が多いことが社会問題となっています。「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数の増加は、「制度の狭間」に陥っている市民も増えている可能性があり、そういった方々への支援の方策が今後の課題となっています。

「療育手帳」所持者数も年々増加しています。「療育手帳」所持者はいわゆる「権利擁護」に関することを主に「保護者」に頼っています。超高齢社会を迎えている現在、「保護者」もまた高齢化していることから、「親亡き後」の「療育手帳」所持者の「権利擁護」をどのように確保していくかも、今後の大きな課題です。

■種類別障害者手帳所持者数の推移

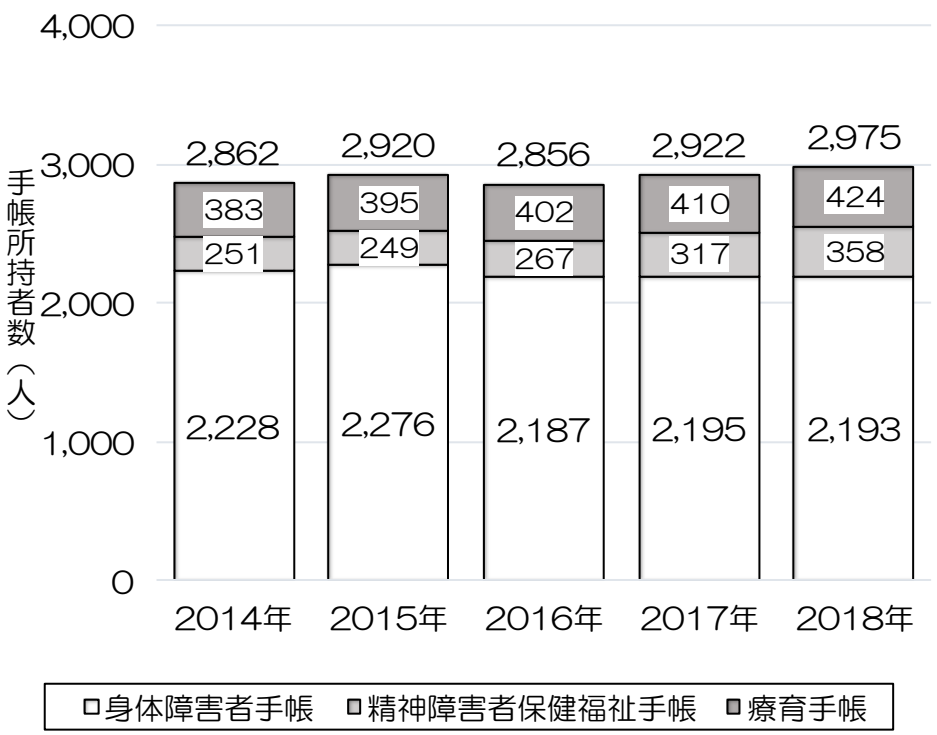

社会福祉課（各年４月１日）

（５）地域の高齢化の状況

本市の 2018 年 11 月 30 日現在の地区別高齢化率を見ると、「市全体」が 32.4%に対し、「旧沼田地区」「池田地区」「川田地区」「利根地区」の４地区は、市平均の高齢化率を上回っています。また、特に「利根地区」が最も高くなっています。

■各地域の高齢化率の状況

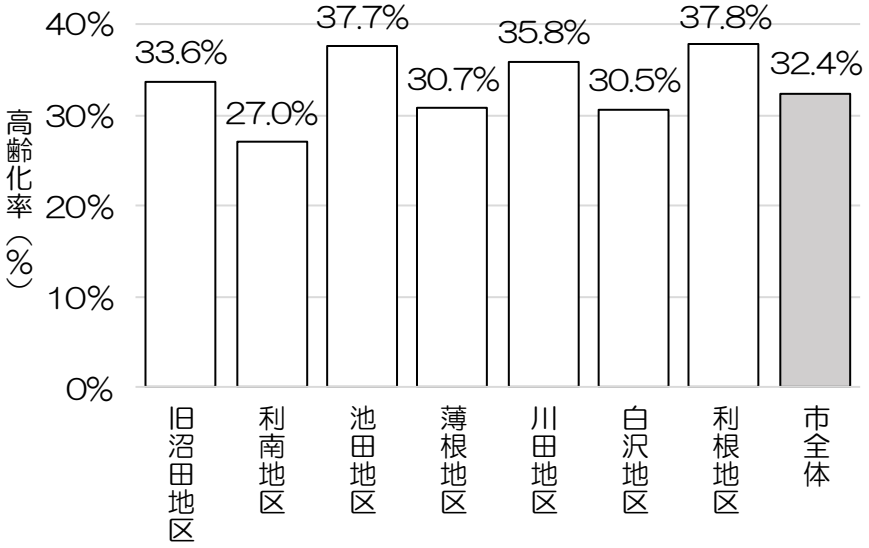

高齢福祉課

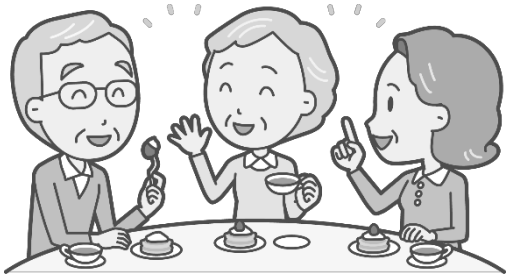

（６）ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみの世帯の推移

ひとり暮らし高齢者世帯の推移を見ると、2010 年からの５年間において、303 世帯増加しました。また、高齢者夫婦のみの世帯は 459 世帯増加しました。

ひとり暮らし高齢者世帯は、体力の低下に伴い外出頻度も低下し地域から孤立してしまうリスクがあるため、見守りなどを通じて地域で支えていく体制をいかに整えていくかが今後の課題です。また、高齢者夫婦のみの世帯は、将来的な高齢者単身世帯の予備軍であるとともに、夫婦間の「老老介護」により、日常生活に支障をきたすリスクがあります。そのため、福祉サービスの情報を伝え、必要に応じて適切にサービスを利用してもらうことも大切です。

■ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯の世帯数と構成比の推移

沼田市	2010 年		2015 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	6,902	100.0%	7,867	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	2,337	33.9%	2,640	33.6%
高齢者夫婦のみの世帯	1,982	28.7%	2,441	31.0%

群馬県	2010 年		2015 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	245,458	100.0%	291,419	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	81,690	33.3%	96,584	33.1%
高齢者夫婦のみの世帯	62,612	25.5%	79,885	27.4%

全国	2010 年		2015 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯	51,842,307	100.0%	53,331,797	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	4,790,768	9.2%	5,927,686	11.1%
高齢者夫婦のみの世帯	5,390,476	10.4%	6,256,182	11.7%

国勢調査（各年１０月１日）

（７）保育園等の園数・園児数の推移

本市の各園の園数・園児数の推移を見ると、「認定こども園」への転換が進みました。本市の特有の事情として、民間による「認定こども園」のサービス提供が活発であり、午後４時以降の「延長保育」も盛んに行われていることが影響していると考えられます。

市内には多数の共働き世帯の子どもが多くおり、各園を卒業し小学生となった児童が、放課後から保護者の帰宅までの間、地域でいかに安全に過ごせる環境を整えるかが、今後の課題の一つであると考えられます。

■各園の園数と園児数の推移

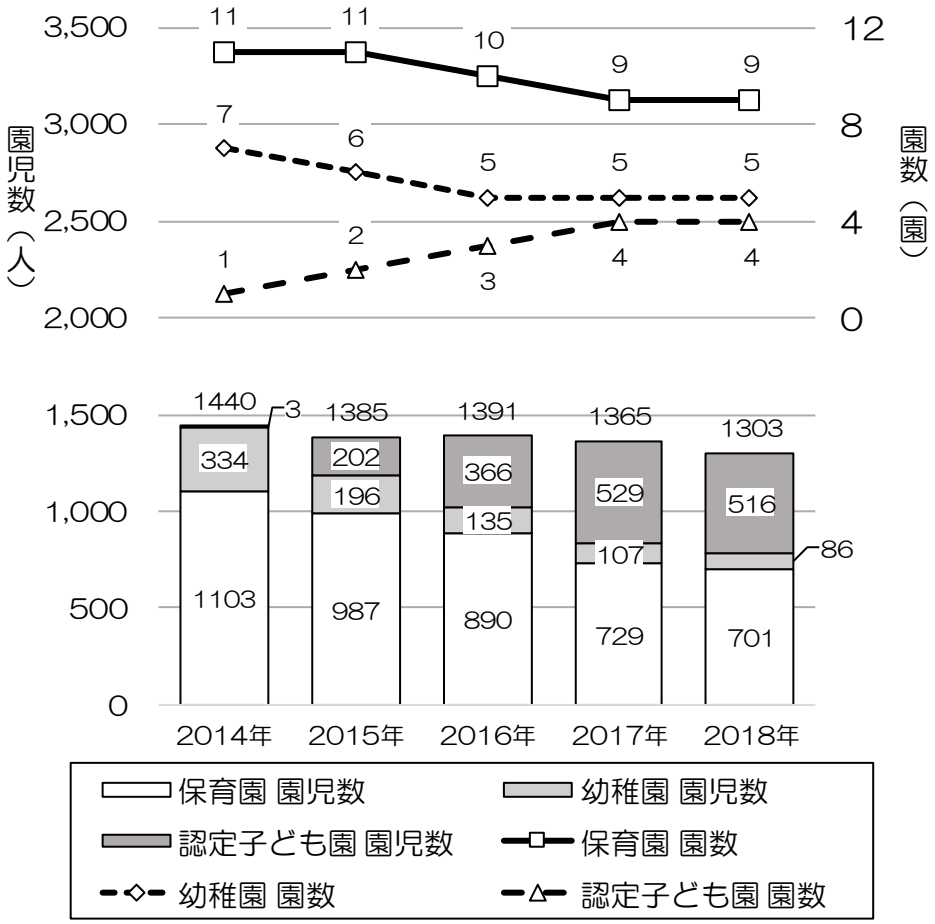

子ども課

2　市民意識調査からみる現状

（１）目　的

本市では、2014年に「沼田市地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、市民や関係機関・団体と行政が連携し、地域住民が互いに助け合い、支え合う仕組みづくりを進めています。

本調査は、「地域福祉」に対する市民の考え方や意見を聞き、2019年の「沼田市地域福祉計画」の改定にあたっての貴重な資料とするとともに、今後の地域福祉に関する施策の推進に役立てていくことを目的に、アンケート調査を実施しました。

（２）調査期間

2018年10月26日（金）～ 2018年11月16日（金）

（３）調査対象者

沼田市在住の18歳以上の方の中から、無作為に2,000名を抽出し、調査を実施しました。

（４）調査方法

調査票と返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収で実施しました。

（５）配布数及び回収数

配布数	回収数	回収率
2,000	768	38.4%

（６）調査結果

１　あなた自身のことについて

年齢は、年代が上がるにつれ割合は増加しており、「６０歳代」が全体の３分の１を占めています。家族構成は、「２世代世帯」が全体の半数を超えています。地区について、「沼田地区」が半数を超え、集中しています。そのため、調査結果は「年齢」「家族構成」「お住まいの地区」において、偏りがあることを考慮する必要があります。

２　あなた自身やご家族の生活などについて

高齢期の過ごし方について、全体では「趣味や余暇を楽しみたい」が最も多くなりました。これを世代別に見ると、若い世代ほど「趣味や余暇を楽しみたい」割合が高い傾向があった一方、年配の方ほど「経済的に自立するため、現役同様に働きたい」「収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」の割合が高い、という差異が現れました。

悩みや不安についての相談相手として、「市役所の窓口や職員」をはじめとした相談窓口の回答の割合が低く、「相談窓口」としての「敷居の高さ」をいかに低くしていくかが課題です。

■問１０　あなたは、悩みや不安について、誰にもしくはどこに相談していますか。

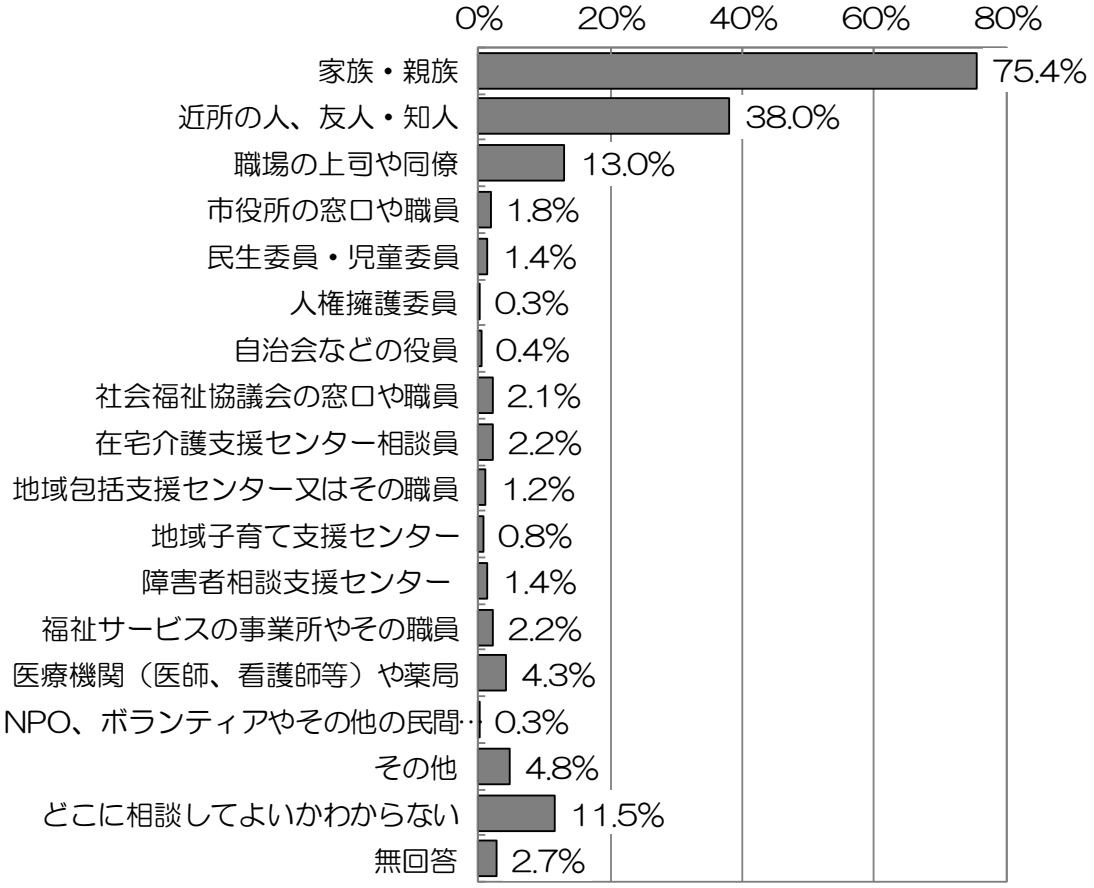

３　隣近所や地域との関わりについて

近所との付き合いについて、「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」の合計した割合は、年代が上がるにつれ高くなる傾向にあります。この傾向は他の市町村でも同様ですが、今回の調査においては年代間の差も比較的小さく、若い世代の割合も比較的高くなっています。

■問 11　あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。

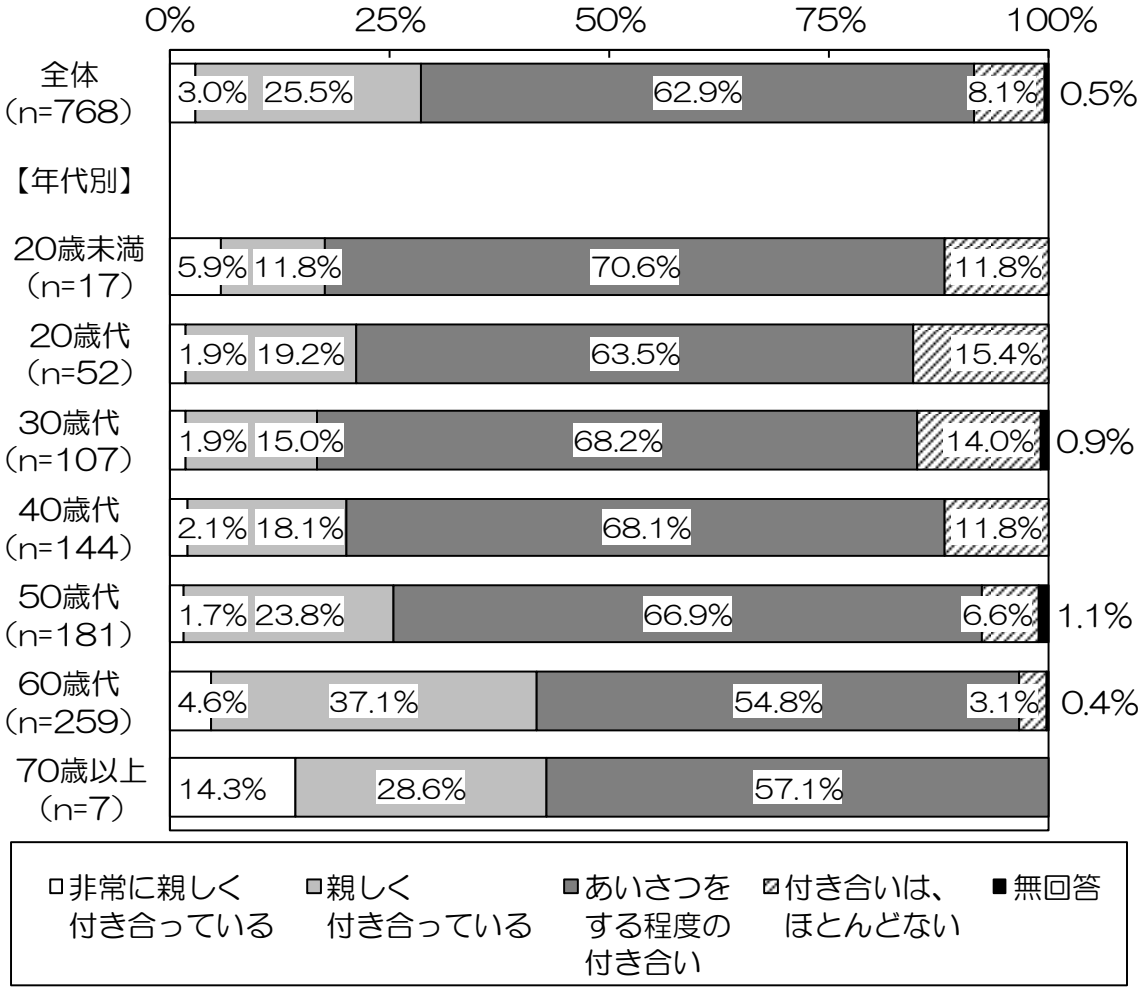

区、町内会に参加している理由として、「関心があるから」「楽しいから」といった主体的な参加理由が低い結果となっています。

■問 14　区、町内会等の活動に参加している主な理由は何ですか。

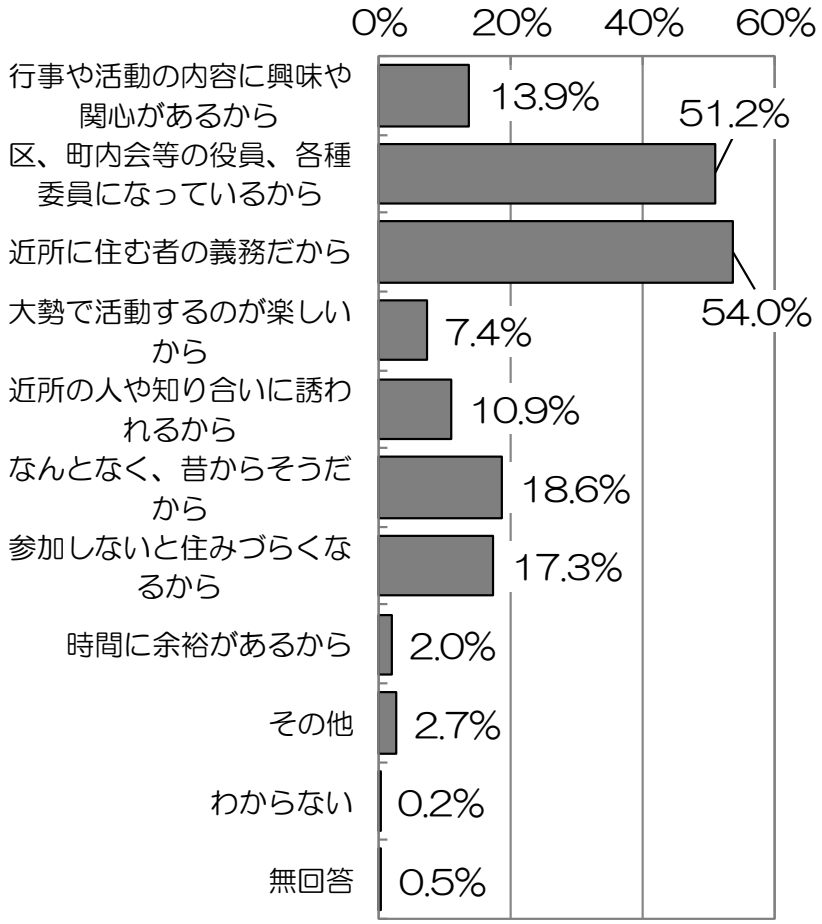

区、町内会に参加していない理由として、「忙しい」が圧倒的に多くなりました。市民の生活が多様化しており、今までの区、町内会などの活動時間ではみんなが集まりにくい、という課題があることがわかります。

■問 15　区、町内会等の活動に参加しない主な理由は何ですか。

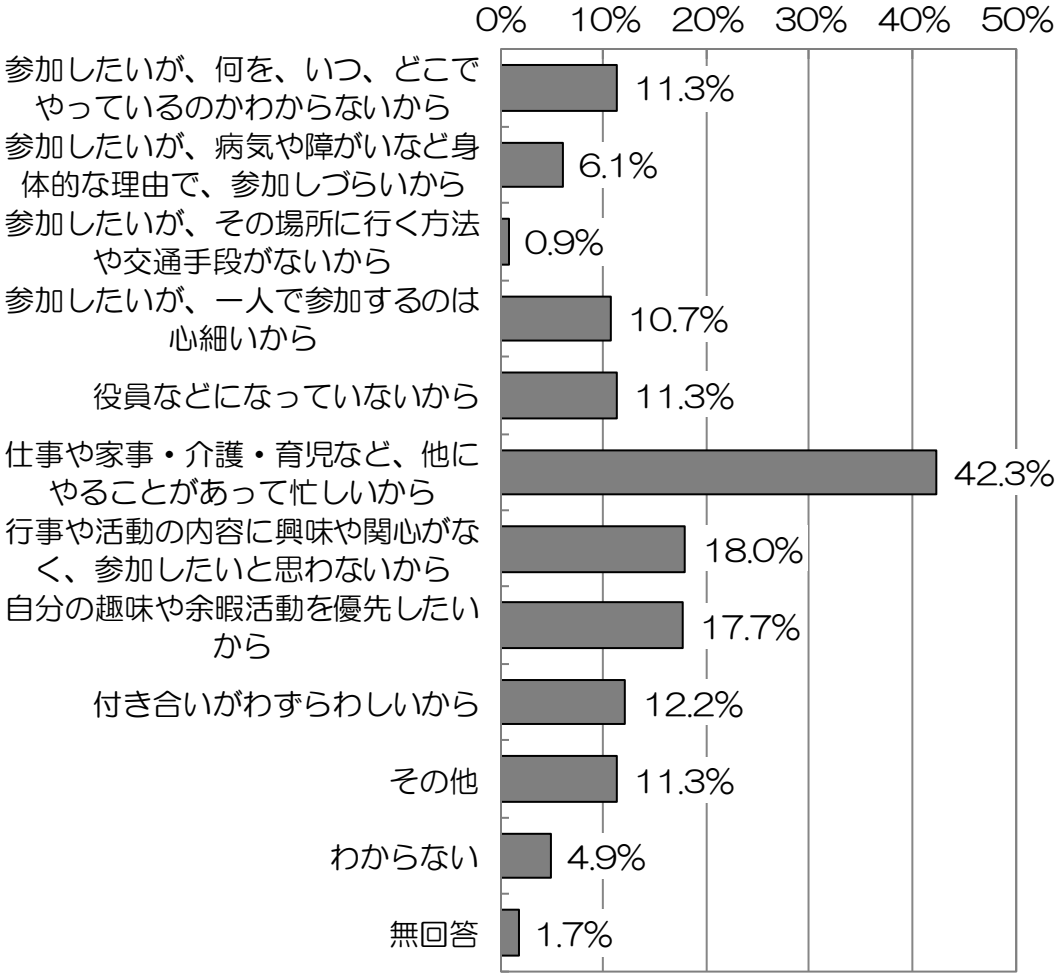

「『我が事・丸ごと』の地域共生社会※」の認知度について、現状ではまだ認知度も低いですが、今後の福祉のまちづくりの考え方の基本であるため、積極的に周知していく必要があります。

■問 20　「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」をどれくらいご存知ですか。

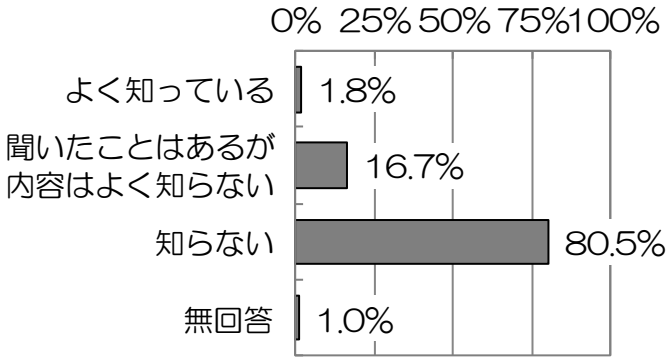

※「我が事・丸ごと」の地域共生社会※

助け合いが活発に行われる社会を作り、複雑化した住民の生活課題を受け止める場を用意することで、人と人・人と資源が世代や分野を超えてつながり、誰もが生きがいをもってその地域で暮らし続けられる社会のことを言います。

４　地域福祉に対する考え方について

支援を必要としている人への支援について、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が全体で最も多くなりました。世代別に見ると、「20 歳代」から「50 歳代」までで最も多くなりました。

■問 21　近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援について、あなたの考え方に近いものはどれですか。

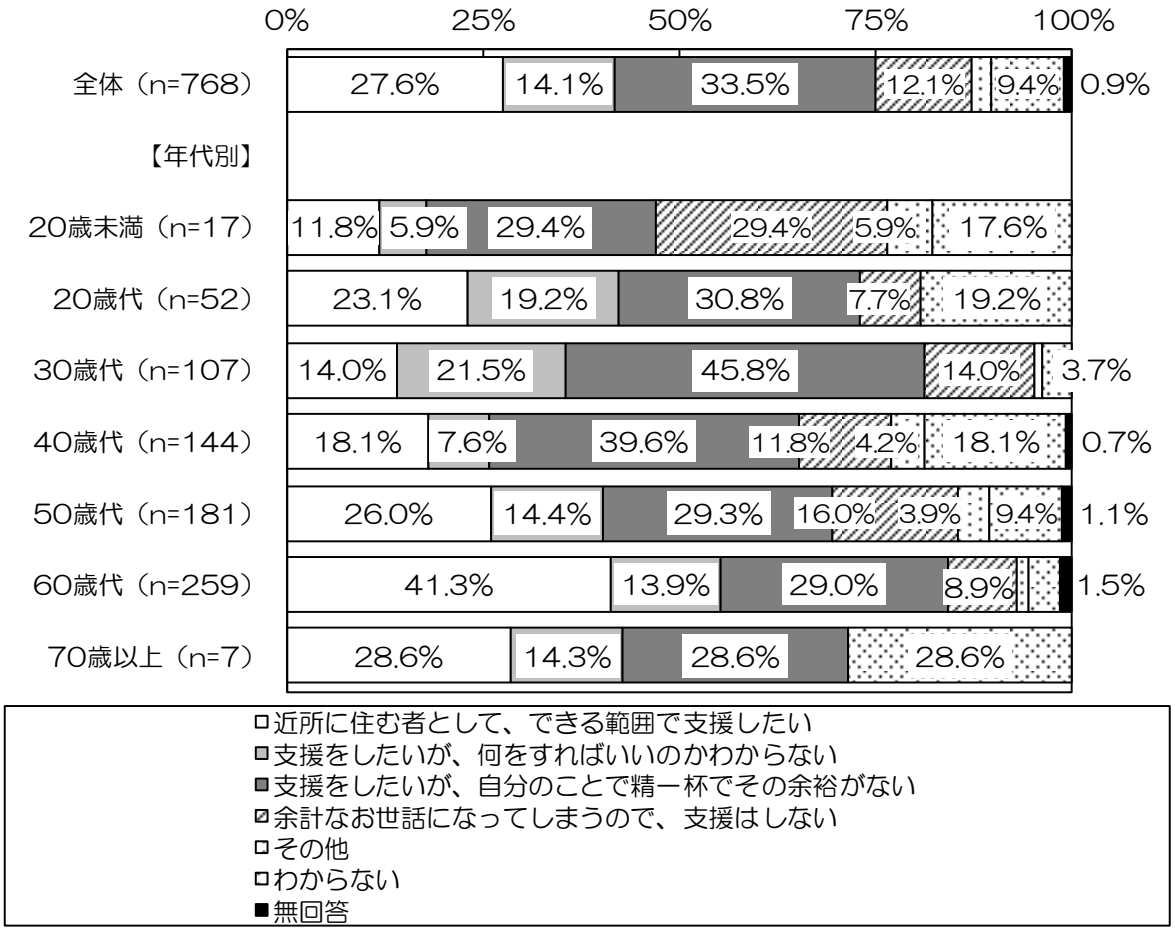

参加の考えられる地域活動について、「見守りや安否確認の声かけ」「災害時の手助け」が多くなりました。

■問 22　隣近所に、介護や、子育てで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。

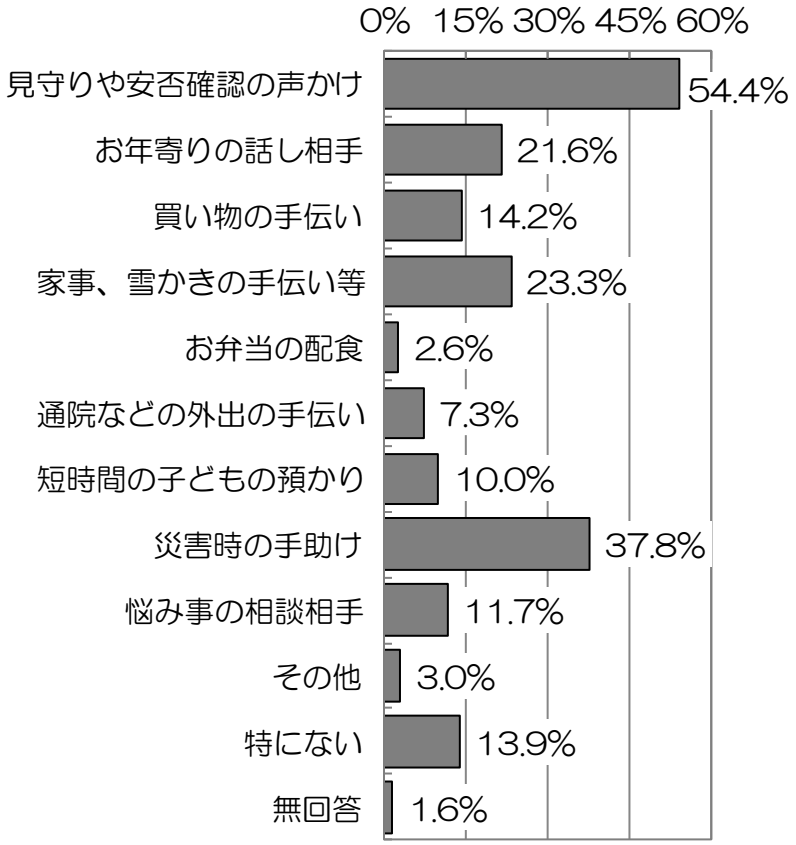

住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために必要なこととして、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が最も多くなりました。

■問 25　住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために、どのようなことを行う必要があると思いますか。

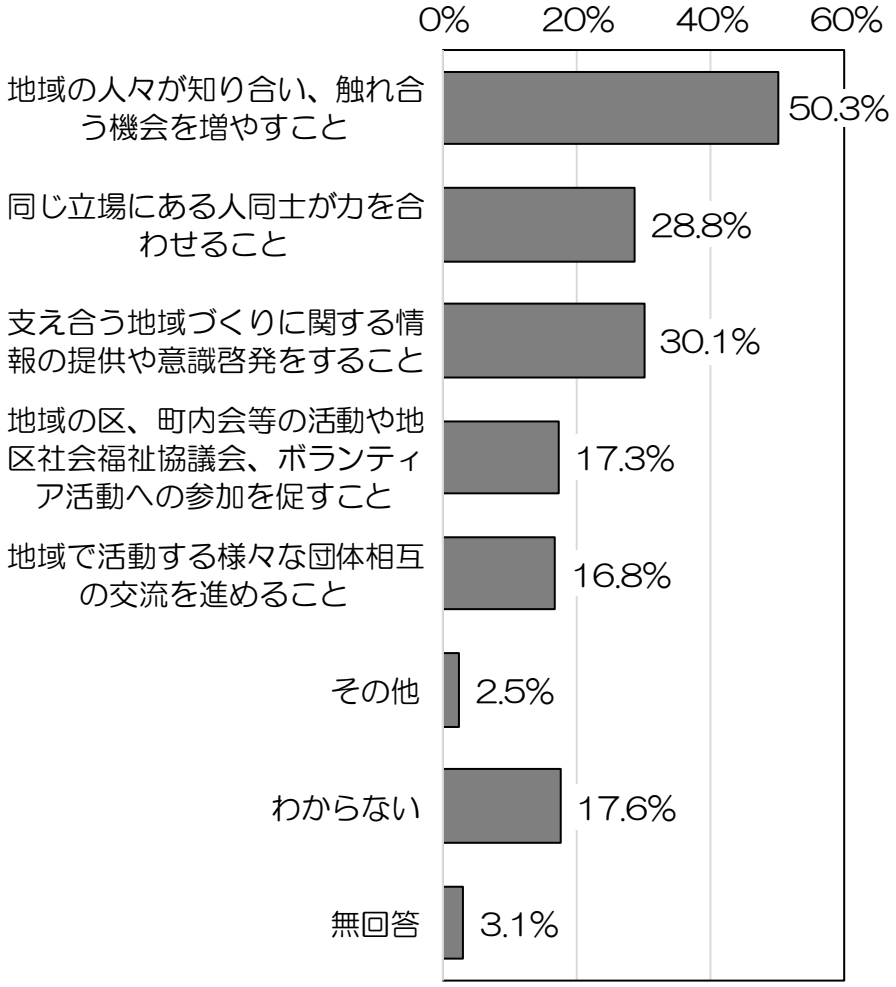

5　福祉サービスに対する意識について

福祉サービスに関する情報の入手先として、市の広報紙（広報ぬまた）が最も多い結果となりました。しかし、市を始めとした相談窓口の割合が低いことから、相談窓口や情報提供窓口の周知を高め認知度を向上させていく必要があります。

■問 27　福祉サービスに関する情報はどこから入手していますか。

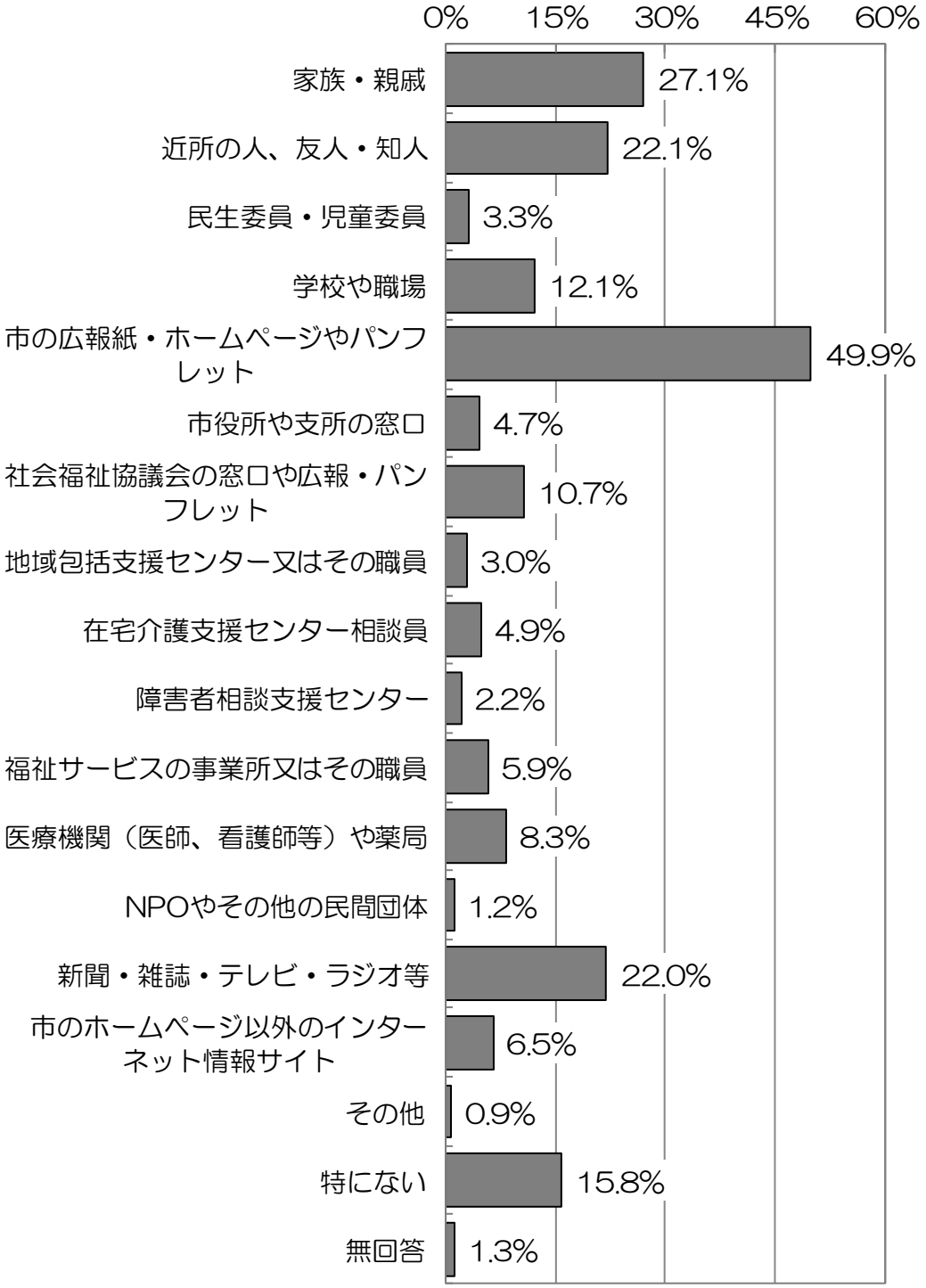

介護や障がいなどの福祉サービスの利用について、「抵抗なく利用したい」「抵抗はあるが利用したい」を合計した割合は８割以上と高い結果となりました。「老老介護」が社会問題となっている現在、防止のためには福祉サービスの利用は有効であることから、この結果はよい結果であると考えられます。

■問 28　あなたご自身やあなたの家族に介護や障がいなどの福祉サービスが必要になったとき、すぐにサービスを利用しますか。

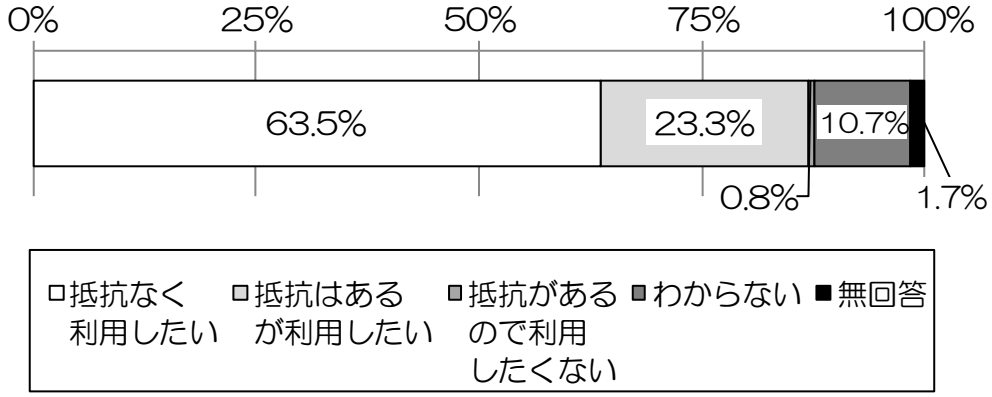

生活困窮者自立支援制度について、「知っている」割合は全体で 17.2%と低く、今後とも周知していくことが課題です。また、年代や職業などを見ても、認知度のばらつきは少ない傾向がありました。

■問 32　あなたは、「生活困窮者自立支援制度（※）」を知っていますか。

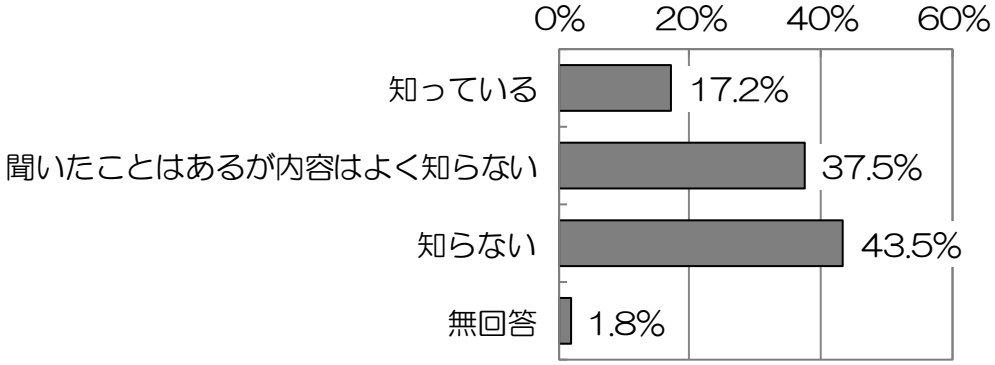

※生活困窮者自立支援制度とは、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、職業訓練や就労相談、住宅確保給付金の支給など、自立した生活を送れるようになるための支援をする制度です。

成年後見制度について、全体では「知っている」が 34.9%と最も高くなりました。世代別に見ると、「50 歳代」「60 歳代」が高い結果となっています。

■問 34　あなたは、「成年後見制度（※）」をご存知ですか。

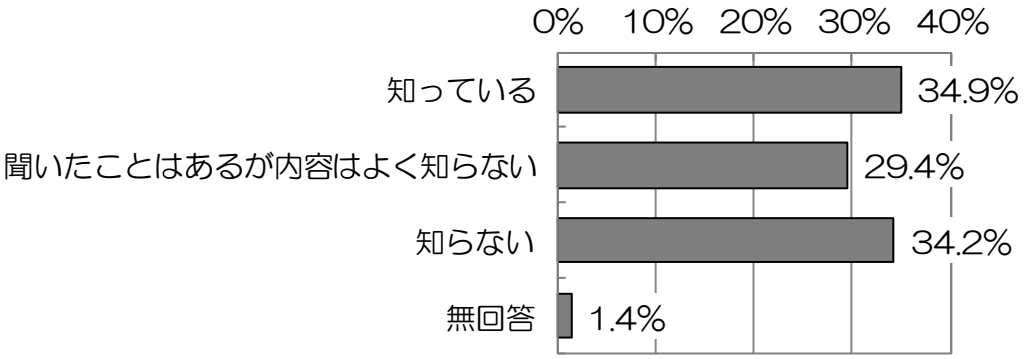

※成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方の、財産の管理や、必要な福祉サービスの契約を代行するサービスなどを提供することで、地域で適切な生活を送る権利を保護するための制度です。

自分自身や家族に対して、成年後見制度を利用したいかどうかについて、全体で「わからない」が 37.1%となりました。成年後見制度は、判断能力のあるうちから用意しておくことで、万が一の際本人の意思を尊重できる制度であることを、今後も積極的に周知していく必要があります。

■問 35　あなたご自身やご家族に対し、成年後見制度を利用したいと思いますか。

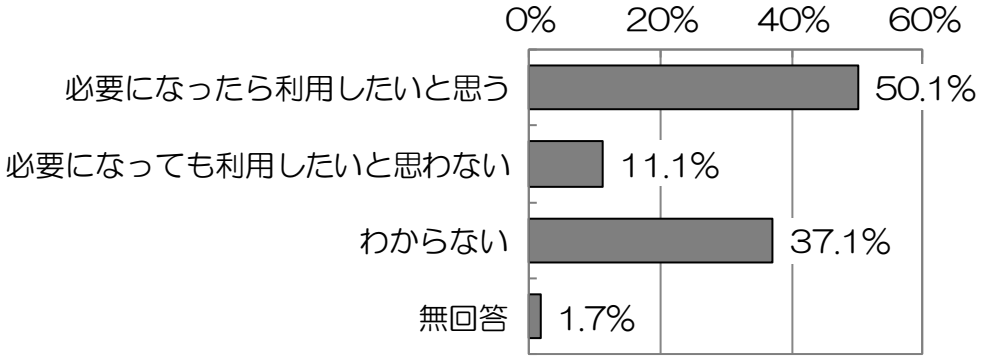

6　民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

地区の民生委員・児童委員を知っているかについて、全体では 37.9%が「知っている」と回答しています。年代別に見ると、年代が上がるにつれ「知っている」の割合が高くなっています。

■問 36　地区の担当民生委員・児童委員をご存知ですか。

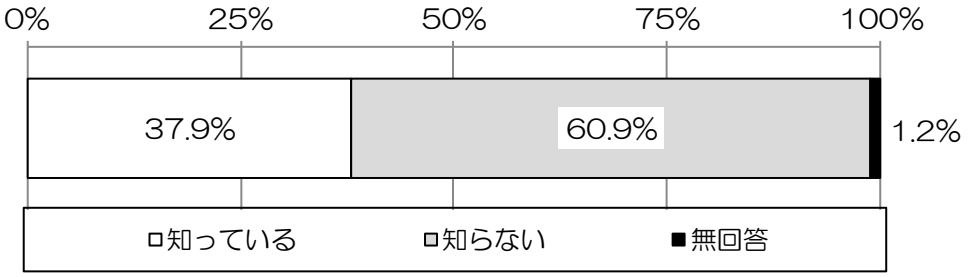

社会福祉協議会を知っているかについて、年代が上がるにつれ「知っている」の割合が高くなっています。

■問 39　「社会福祉協議会」をご存知ですか。

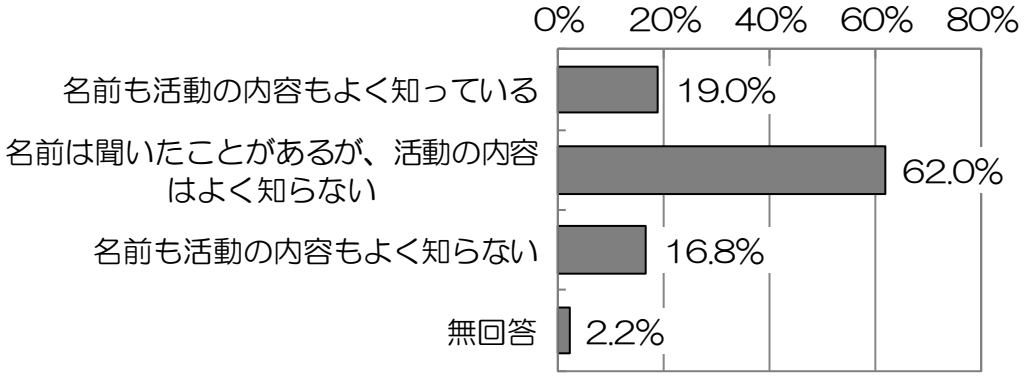

7　ボランティア活動や福祉教育について

ボランティア活動などに参加しやすくなる条件について、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が最も多くなっています。

■問 44　今後、どのような NPO 法人やボランティア活動に参加したいですか。

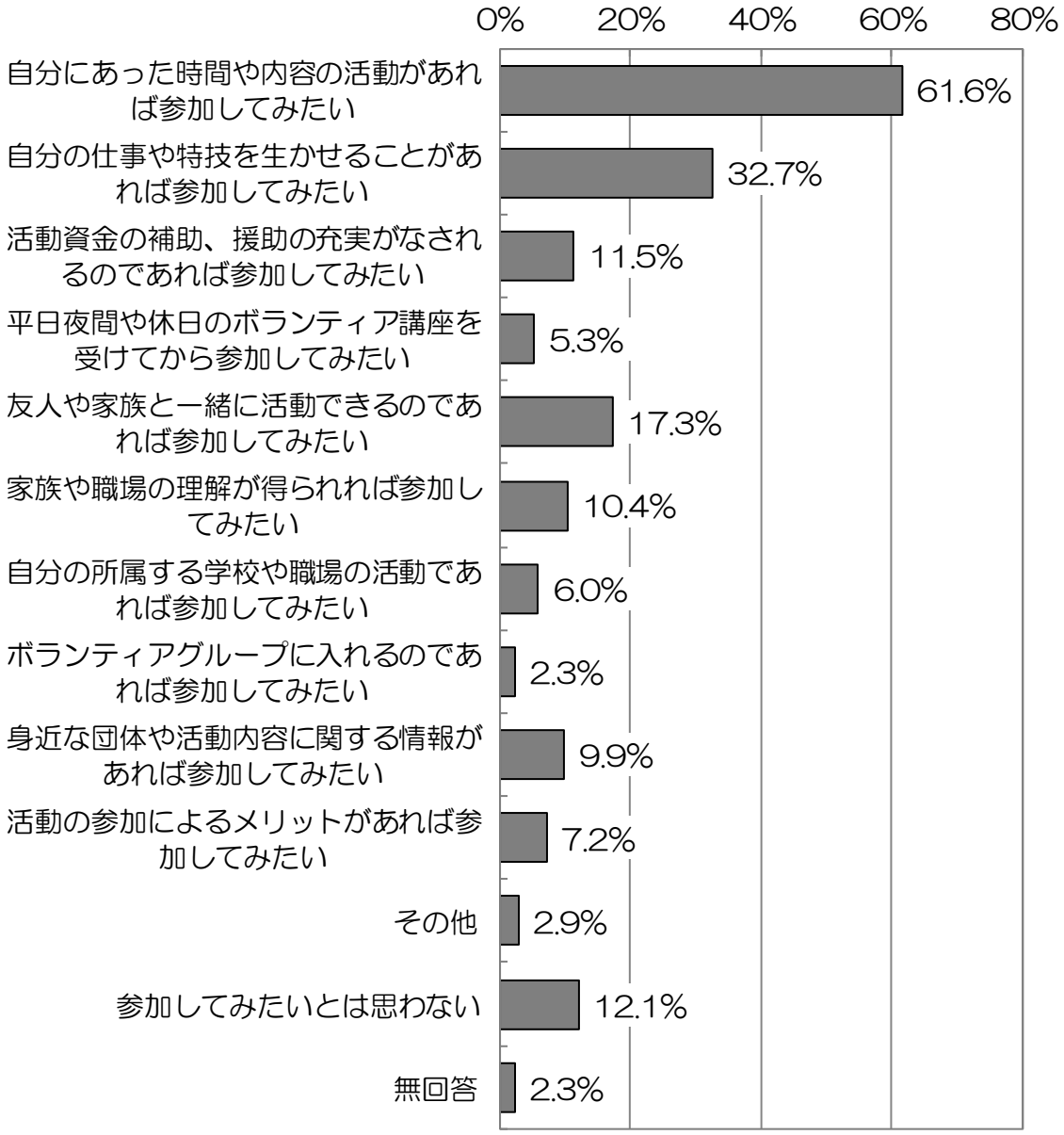

8　災害時の対応について

災害などの緊急時に助けは必要ない人が、手助けができるかどうかについて、全体で 74.4%が「はい」と回答しています。割合で見ると、「20 歳代」「60 歳代」が高いことがわりました。

■問 47　災害等の緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人、子どもなど、支援が必要な人に対して手助けすることができますか。

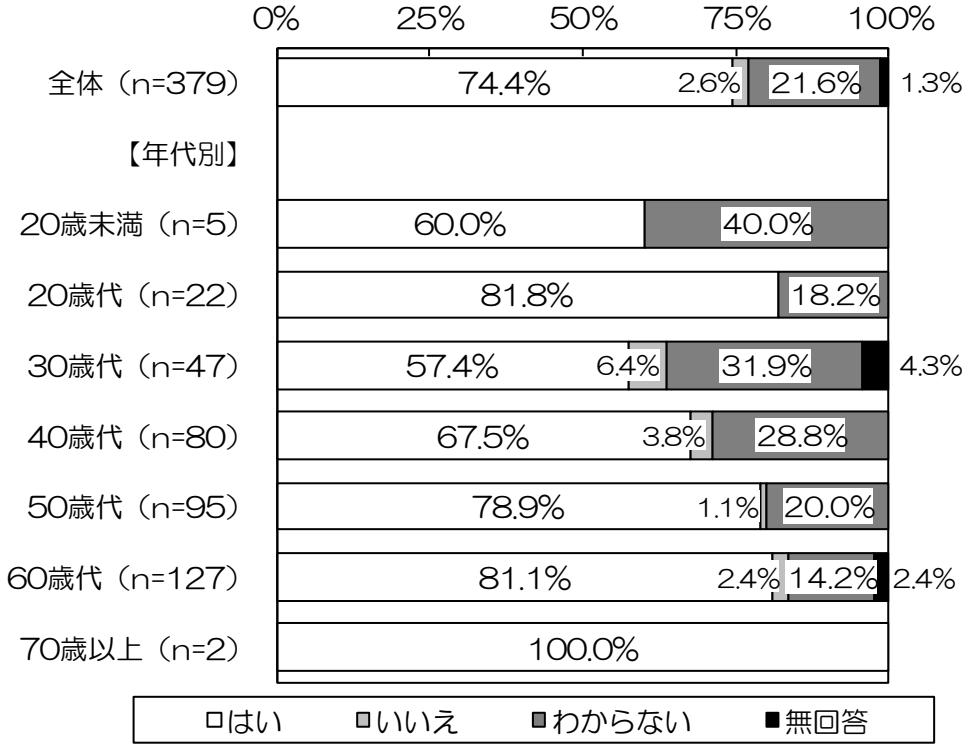

お住まいの地区の避難所を知っているかについて、地区別に見ると、「池田地区」と「利根地区」が他の地区よりも高く、身近で災害が発生している状況も影響していると考えられます。

■問 48　お住まいの地区の避難所の場所を知っていますか。

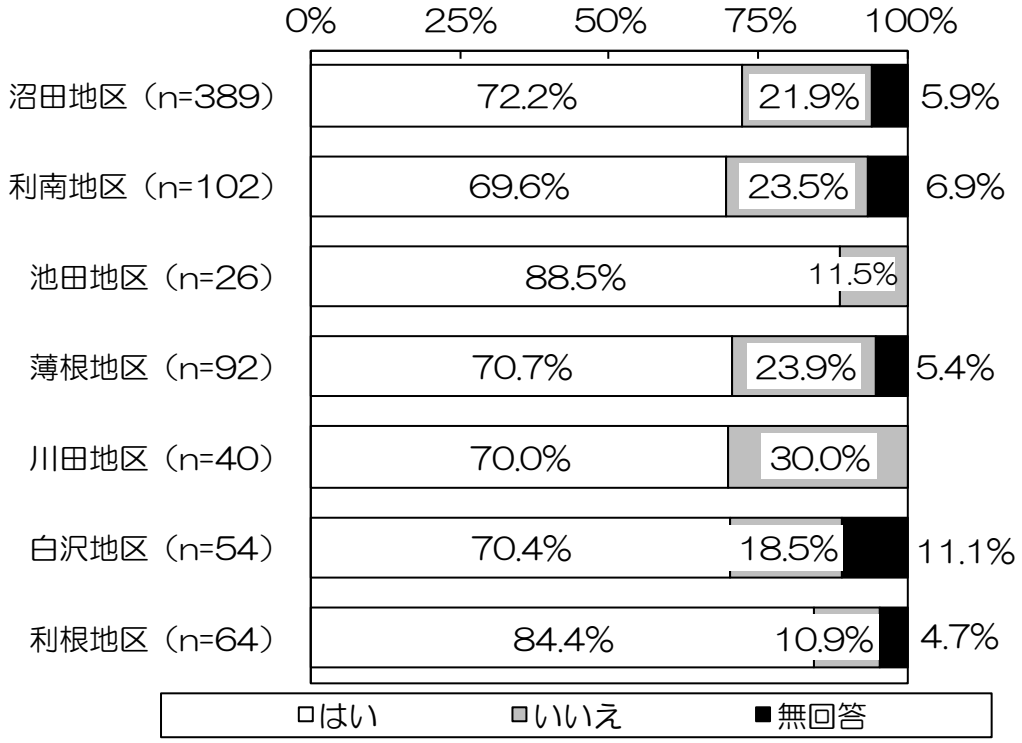

９　今後の行政運営について、

住んでいる市や地区について、「子育てしやすいまちである」において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合計した割合が半数を超えました。一方、「障がいのある人が住みやすいまちである」については、２割弱と、低い割合となっています。

■問 50　お住まいの地域について、それぞれどのように感じますか。

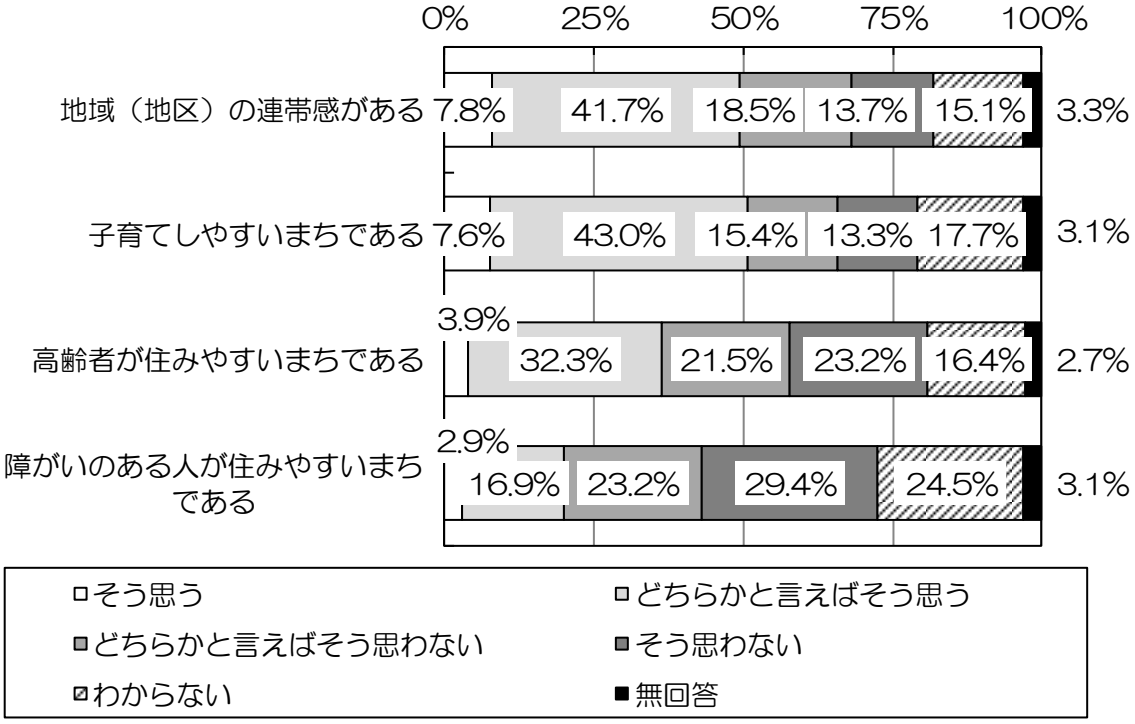

市が優先すべき施策について、「高齢者や障がいのある人であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「高齢者、障がいのある人の入所施設の整備」が高くなっています。権利擁護サービスなどの充実も望まれます。

■問 51　今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。

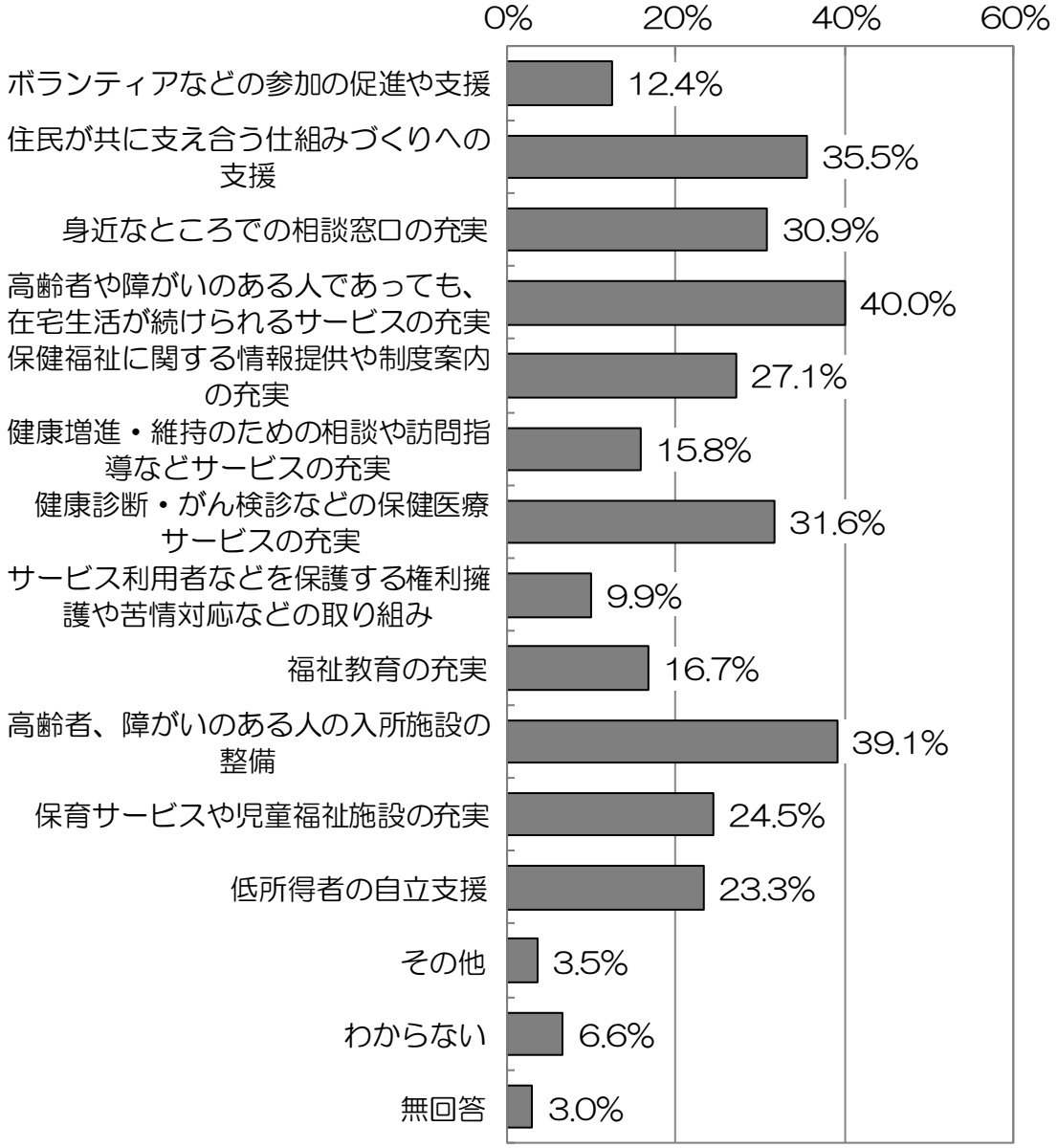

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

前回計画では、基本理念を「沼田市第五次総合計画」の福祉分野の施策の大綱である「元気で安心して暮らせるまちづくり」としました。このことにより、市全体の方向性との整合性が図られ、市の行っているさまざまな事業を、地域福祉の推進のためという視点に結びつけることができました。

このため、本計画においても、「沼田市第五次総合計画」の後継計画である「沼田市第六次総合計画」の、保健・医療・福祉の施策の大綱である「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」を基本理念とし、前回同様、市の各種施策との整合性を図りつつ効率よく地域福祉を推進して行きます。

「ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり」

２　基本目標

基本目標は、前回計画を基本とし、現在の本市の地域の現状や地域福祉がめざす方向性の具体化として、以下の３つを設定します。

基本目標１　地域における福祉意識の醸成、担い手づくり

（１）福祉意識の向上の推進
（２）地域福祉活動を担う人材の育成
（３）地域福祉活動への市民参加の促進

基本目標２　自助を支える共助と公助が連携したまちづくり

（１）自助を支える地域福祉活動の創出
（２）課題解決のためのネットワークの構築
（３）安心して利用できる福祉サービスの充実
（４）情報提供と総合的な相談体制の充実

基本目標３　すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

（１）避難行動要支援者の支援方策
（２）一人ひとりの人権の尊重
（３）住みやすい住環境の整備

3　福祉圏域の設定

地域福祉を効果的に推進するためには、市を全体とした専門性の高い総合的・広域的な福祉サービスの提供体制から、町内会などの住民による見守り活動など、市全体の大きな圏域から隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要です。

このため、この計画を推進するにあたっては、３つの圏域を設定し。それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制などを整備していくこととします。

○大圏域（市全体のエリア）
【市内各地域との連携、専門性の高い、総合的・広域的な展開】
主体：行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者　など

○中圏域（市内を8つに分けたエリア）
【行事や地域交流、防災防犯・見守り活動の体制化、
小規模・地域密着福祉サービス提供　等】
・主体：民生委員・児童委員協議会、育成会、ボランティア　など

○小圏域（町内会等）
【住民の自主的参加・活動、あいさつ・声かけ・見守り、
要援護者の早期発見等近所の支え合い　等】
・主体：住民、隣近所等（最も身近な単位）

中圏域（８圏域）：地域福祉活動基盤の基礎単位

沼田・東部地区（沼田東小・沼田北小学校区）、沼田・西部地区（沼田小学校区）、利南地区、池田地区、薄根地区、川田地区、白沢地区、利根地区

※各地区の区名の詳細は、資料編に別掲

４　施策の体系

基本理念

ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり

基本目標	具体的施策
基本目標１　地域における福祉意識の醸成、担い手づくり	（１）福祉意識の向上の推進
	（２）地域福祉活動を担う人材の育成
	（３）地域福祉活動への市民参加の促進
基本目標２　自助を支える共助と公助が連携したまちづくり	（１）自助を支える地域福祉活動の創出
	（２）課題解決のためのネットワークの構築
	（３）安心して利用できる福祉サービスの充実
	（４）情報提供と総合的な相談体制の充実
基本目標３　すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり	（１）避難行動要支援者の支援方策
	（２）一人ひとりの人権の尊重
	（３）住みやすい住環境の整備

第４章　地域福祉の展開

基本目標１　地域における福祉意識の醸成、担い手づくり

（１）福祉意識向上の推進

地域福祉の基本とは、住民自身の自助だけでは解決が困難な生活課題に対し、互助・共助や公助による支援を受けつつ地域全体で取り組み、解決していくための仕組みをつくることです。また、地域福祉における住民とは、福祉の「受け手」でありつつ「担い手」でもあるため、地域福祉の推進は住民一人ひとりにも役割があります。

また、今後「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」を実現するためには、まず「課題を抱えている人のことを理解する」ことが第一歩であり、意識の啓発が求められます。

本市の地域福祉を推進していくためには、これら福祉についての考え方を広く市民に周知し、福祉意識を高めていくことが必要となります。

現状と課題

- 地域福祉についての正しい知識や考え方を、広く市民に周知する必要があります。
- 家庭、地域、学校、関係機関・団体などが連携し、地域全体の福祉問題を考え、教育や学習に反映することが必要です。
- 地域に住むさまざまな人の課題を、正しく知る機会づくりが必要です。

推進項目	内容・主な取組
福祉教育・福祉学習の推進	・高齢者や障がいのある人との交流事業を実施することで、課題を抱えている人への理解を促進します。 ・子育てや介護、障がいのある人への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図ります。 ・福祉に関する体験学習を実施することで、幼少期からの“福祉の心”の醸成を図ります。 ・「お互いさま」のまちづくり事業を通じて、地域福祉への理解を促す勉強会を行います。
地域福祉活動への理解の促進	・地域福祉活動の必要性を、広報ぬまたなどを通じて広く周知し、理解を促します。また、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の考え方を広く周知します。

●市民の役割

・広報ぬまたや回覧板などで福祉活動の情報に関心を持ちましょう。

・地域の交流事業に積極的に参加し、課題を抱えている人のことを理解しましょう。

・地域の行政機関などが開催する講演会に積極的に参加しましょう。

●地域の役割

・地域の誰もが参加できる交流事業を積極的に開催しましょう。

・住民同士が何でも話し合える機会を作りましょう。

沼田市の事業紹介

【認知症サポーター養成事業】

○認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人（認知症サポーター）を養成します。また、認知症の理解や支援体制を周知するためにミニ講座を開催し、サポーター要請事業の普及啓発を行います。

事業のねらい：地域の人々の認知症に対する理解を深めてもらうことで、福祉意識の向上を図るとともに、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【障がいについての啓発・広報活動の推進】

○広報ぬまたをはじめ地域に密着したメディアや新聞、イベントなどで障害についての啓発・広報活動を進めるとともに、社会福祉協議会やＮＰＯ法人、ボランティアの協力を得ながら情報提供に努めます。

○障害者の日(12 月９日)や知的障害者福祉月間・障害者雇用促進月間(9 月)、精神保健福祉普及月間(10 月)などの啓発広報活動の充実を図り、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

事業のねらい：地域の人々の障がいに対する理解を深めてもらうことで、福祉意識の向上を図り、障がいをもった方が地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

（２）地域福祉活動を担う人材の育成

地域福祉の考え方では、住民一人ひとりの参加と行動が必要であり、地域福祉活動が継続的に推進されるためには、活動を担う人材を確保するとともに、地域でのリーダーを育成することが必要です。さらに、地域福祉活動の担い手の不足やメンバーの高齢化、固定化、活動への負担感の増加などに対応するため、新しい世代の担い手の確保や技術を身につけるための教育支援、安心して地域福祉活動に取り組むことができるための支援制度の拡充などが求められています。

また、アンケート調査結果から、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」について、８割以上が「知らない」と回答していることから、人材育成の機会において、これらの考え方を広く市民に周知し、地域福祉の推進のための目標を共有していく必要があります。

現状と課題

- 広く市民に対し、地域福祉の担い手であることを自覚できる機会の充実が必要です。
- さまざまな機会を通して、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の考え方についての啓発が必要です。
- 地域福祉活動を推進し、活動の様子を目にする機会を増やしていくことで、市民の福祉意識の向上を図ることが必要です。
- より専門的な福祉課題の対応に関わる人材の、資質及び専門性の向上のための支援が必要です。

推進項目	内容・主な取組
地域の多様な人材の育成	・出前講座や講演会などの啓発事業を実施し、地域福祉活動のリーダーやメンバーの育成、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の啓発に努めます。 ・地域を支える各種ボランティアの養成を充実します。 ・社会福祉協議会が設置する福祉員（見守り協力員）への支援を充実します。 ・「お互いさま」のまちづくり事業を通じて、地域住民の希望に添った勉強会の開催を支援します。
ボランティア活動の活性化	・ボランティアの活動事例を広報ぬまたやホームページなどにより広く周知し、市民のボランティア活動への参加を促進します。 ・ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、ボランティアセンターの機能強化に向けた支援を充実します。

	・ボランティア活動保険制度の導入により、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。
関係機関・団体による福祉力の強化	・生活課題への対応力を高め活動範囲を広げるため、民生委員・児童委員や関係機関・団体の福祉研修内容を充実します。 ・広報ぬまたなどさまざまな媒体を通じ、民生委員・児童委員、関係機関・団体、社会福祉協議会などの活動内容を市民に広く周知することで、活動参加へのきっかけづくりを行います。

●市民の役割

・ボランティア活動の情報を積極的に収集するとともに、関心を持ちましょう。

・積極的にボランティア活動に参加しましょう。

・自分の地区の民生委員・児童委員を知りましょう。

・自分の経験を生かし、地域福祉活動に参加しましょう。

●地域の役割

・地域の中でボランティアをしている人、したい人を発掘しましょう。

・ボランティア活動を行っている人たちの交流の場を設け、活性化を促進しましょう。

沼田市社会福祉協議会の事業紹介

【ボランティアセンター】

〇ボランティアに関する相談や、ボランティア活動の紹介などの情報提供、ボランティア養成講習会の実施や団体の立ち上げ支援をしています。また、市民のみなさんが安心してボランティア活動に取り組めるよう、活動中の事故やケガなどが補償され、安心してボランティア活動ができます。

事業のねらい：誰かや地域に貢献したいという市民の気持ちを、具体的な行動へとつなげるためのお手伝いをしています。

（３）地域福祉活動への市民参加の促進

地域福祉活動は、市民をはじめとし、区や町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO 法人など多くの人々により支えられています。しかし、さまざまな要因による、地域との交流が希薄な人の増加、地域福祉活動の担い手の高齢化、一部の人への負担集中、人材不足などの現状もあります。

このため、今後も増加し続ける生活福祉課題にきめ細かに対応するため、より多くの市民の地域福祉活動への参加促進が必要です。

現状と課題

- 地域におけるボランティア活動などが、市民にあまり知られていない状況があります。
- 自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたいと望む市民が多いことから、色々な時間や内容のボランティア活動を活発にしていくことが必要です。
- 地域で自分らしくいきいきと暮らすために、自分の得意なことで地域福祉活動に参加するという意識づくりが大切です。

推進項目	内容・主な取組
地域福祉の広報活動の充実	・地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報ぬまたなどを通じて広く周知し、地域福祉活動の市民参加の促進を図ります。
地域コミュニティの構築	・地域福祉活動を通じて市民同士の連帯感、共同意識、信頼関係を築くことができるよう、活発な地域コミュニティの構築を促します。 ・さまざまな市民が地域活動に参加できるよう支援するとともに、地域福祉活動のリーダーを育成します。 ・地域コミュニティと行政との協力関係を強化し、地域の自主性を尊重した支援を推進します。 ・「お互いさま」のまちづくり事業を通じて、地域住民同士の課題解決を話し合う場づくりを支援し、地域コミュニティの構築を図ります。

●市民の役割

・広報ぬまたや回覧板などで地域福祉の情報に関心を持ちましょう。

・地域コミュニティ構築のため積極的に地域活動に参加しましょう。

●地域の役割

・地域における交流事業などの内容を住民に周知しましょう。

・地域コミュニティ構築のため新旧住民が触れ合える交流事業を検討しましょう。

・地域活動をとおして住民同士の互助・共助の精神を醸成しましょう。

沼田市の事業紹介

【「お互いさま」のまちづくり事業】

○中学校区ごとに協議体を作り、福祉に関する学び（お互いさまのまちづくり勉強会）や住民同士の話し合いの機会を支援しています。

事業のねらい：各種勉強会を通じて、福祉意識の向上を図るとともに、地域活動の基礎となるコミュニティの形成、住民同士による課題解決の仕組みづくりを推進しています。

基本目標２　自助を支える共助と公助が連携したまちづくり

（１）自助を支える地域福祉活動の創出

超高齢社会や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化にともなう助け合いの弱まりなど、地域住民が生活課題を自らの力で解決することが困難な状況になりつつあります。また、生活困窮者の増加、老老介護、高齢者などの孤独死、権利擁護、虐待、引きこもりなど対応すべきさまざまな生活課題が顕在化しています。こうした生活課題の解決のためには、身近なところでの課題の早期発見や助け合いによる課題解決、困難な課題に対しては共助や公助などとの連携による課題解決の仕組みづくりの確立が必要です。

現状と課題

- 地域における見守り活動など、身近な範囲ならではの地域福祉活動の充実が求められています。
- 地域の特性を踏まえた地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し地域担当職員を配置し、その地域独自の活動の活性化を促すことが必要です。
- 地域と社会福祉協議会の連携を強化し、地域の課題に対して、住民参加のもと、どのような福祉サービスに結び付けるか、継続的な検討が必要です。

推進項目	内容・主な取組
地域の助け合い活動の推進	・“あいさつ・声かけ運動”を推進し、子どもから高齢者まで、家庭や地域とのつながりを積極的に強化します。 ・日常的に支援を必要としている方に対する、身近な助け合い活動を活性化します。
「お互いさまのまちづくり」事業	・中学校区を基礎単位とした協議会を設置し、勉強会や話し合いの場の提供を行うことで、地域での助け合いの意識を醸成し、助け合い活動のコミュニティづくりを支援します。
行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等によるアウトリーチの強化	・行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係者が、地域への積極的なアウトリーチ※を展開し、地域課題の把握に努め、地域と行政の協力関係を強化します。 ・地域の自主的な活動に行政職員や各種専門員が積極的に出向き、課題解決に向けた支援を強化します。

※アウトリーチとは、手をのばす・手を差しのべるといった意味で、地域福祉においては、各種訪問活動や普及活動に代表される活動を差し、行政や関係機関・地域団体などが地域の潜在的なニーズに対して積極的に手を差しのべ、課題の解決に取り組むことをいう。

推進項目	内容・主な取組
地域の見守り体制の確保	・地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体などと協働し、地域の見守り体制の強化推進を図ります。 ・各種福祉サービスと連携した重層的な見守り活動を推進します。
災害時の支援体制	・災害時の市民同士による連携を強化し、地域における初動体制と避難支援体制の確立を図ります。
社会福祉協議会支援の強化	・社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。

●市民の役割

・積極的な「あいさつ・声かけ運動」を励行しましょう。

・自分で出来ること（自助）は自分でしましょう。

・互助・共助を必要とする場合は、遠慮なく隣近所の人と相談しましょう。

●地域の役割

・班長さんなどを中心に「あいさつ・声かけ運動」で見守り活動を強化しましょう。

・民生委員・児童委員と連携し重層的に見守り活動を行いましょう。

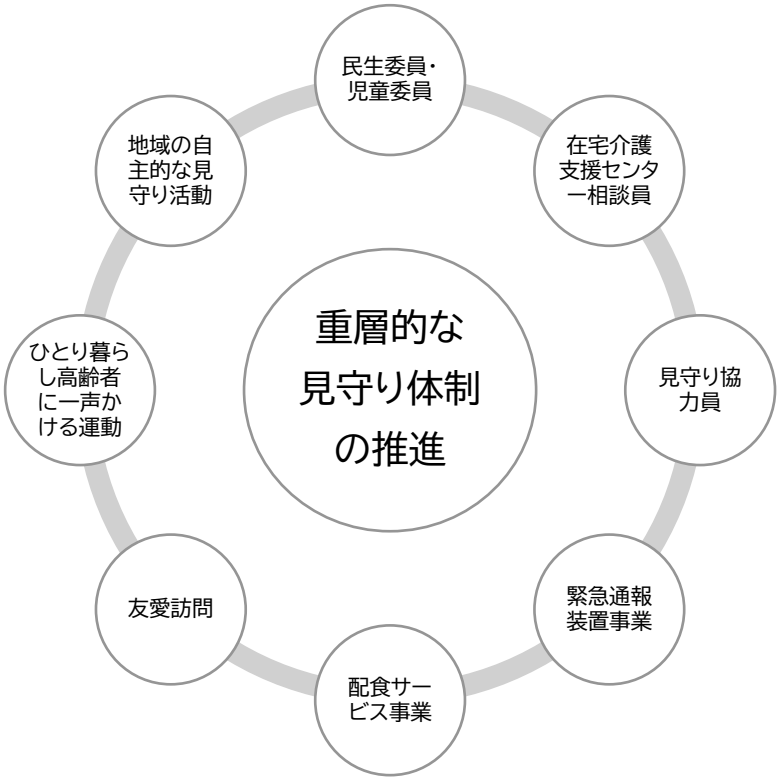

子育て家庭、障がいのある人、生活困窮者などに対する地域における見守り活動も強化し、早期発見・早期対応につなげます。

（２）課題解決のためのネットワークの構築

地域福祉活動においては、地域での創意工夫を生かしつつ、身近な地域での支え合い、市民、関係機関・団体、事業所、行政などのさまざまな主体による早期発見・早期対応に向けたネットワークの確立が重要です。

特に、市民の生活課題が多様化・複雑化している現在、課題を抱えた市民の自立を促すためには、１つの課題に対しての支援で終わるのではなく、自立までに必要な支援を総合的に提供していく必要があります。そのためにも、さまざまな主体によるネットワークを確立し、支援が効率よく行われる体制づくりが求められます。

現状と課題

- 日常的な見守り活動など、市民が活動しやすい範囲でのネットワークづくりを推進し、要支援者の早期発見などが自然に行われる地域づくりが必要です。
- 多様化・複合化した生活課題を抱える市民に対し、自立までの確実な支援が提供できるよう、地域・福祉の専門機関・他分野の専門機関などを結びコーディネートできる人材の育成や、相談者に対し必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるよう連絡調整を行う在宅介護支援センターを充実させることも重要です。
- 地域における多様な生活福祉課題を解決するため、介護保険制度による地域ケア会議、障害者総合支援法による自立支援協議会、児童福祉法による要保護児童対策地域協議会などの分野別の横断的なネットワークの運用を行っています。

推進項目	内容・主な取組
地域福祉活動基盤の充実	・課題や支援の情報を共有できる場を充実させ、市民同士の交流活動や自主的な支え合い活動を支援します。 ・市民が身近なところで地域福祉活動に参加しやすくなるよう、既存の公共施設の活用方法を検討し、地域福祉活動の基盤整備を行います。 ・小地域の活動単位を形成するために、支部社会福祉協議会活動基盤の充実に向けた支援を、社会福祉協議会と連携し強化します。

情報共有体制と連絡機能の充実	・身近な市民同士が地域課題などを気軽に話し合い、学び合い、共有できる場を提供することで、地域における支え合い活動を促進します。 ・市民、事業者、専門機関、行政などを結ぶネットワーク機能を充実し、住民同士の支え合い活動により発見した地域課題に対して早期対応を図ります。 ・地域包括支援センターの機能強化を図り、地域に暮らす高齢者のさまざまな課題や多様なニーズに対応します。 ・地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携を図る相談支援センターの機能を強化し、障がいのある人の日常・社会生活上の相談、情報提供、助言機能を充実します。 ・地域子育て支援センターの機能を強化し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの支援などを総合的に実施します。 ・地域ケア会議、自立支援協議会及び要保護児童対策地域協議会などの連携を強化し、子ども、高齢者及び障がいのある人などの多様化・複雑化、重複化する福祉課題に対し、日常的に支援するネットワークの枠組みづくりを推進します。 ・社会福祉協議会と連携し、支部社会福祉協議会活動への支援を強化し、地域と関係機関・団体、社会福祉協議会、市（行政）の地域ネットワーク体制を充実します。 ・介護やひとり暮らし高齢者の相談窓口である在宅介護支援センターの、関係機関との連絡調整機能の充実を図ります。
各種団体、サークルなどへの支援	・各種団体、サークルなどの活動支援を推進し、子育て家庭、高齢者、障がいのある人たちのネットワークを強化します。

●市民の役割

・地域における福祉活動に積極的に参加しましょう。

・互助・共助について隣近所同士積極的に話し合いましょう。

●地域の役割

・見守りなどの福祉課題を解決するため、地域での活動やサークルなどのネットワークを構築しましょう。

・地域住民同士の支え合い活動を支援しましょう。

（３）安心して利用できる福祉サービスの充実

生活課題が複雑化・多様化している現在、市民が課題に直面したときに、それを解決できる福祉サービスを充実させることや、解決に結びつくよう福祉サービスを複合的に提供できる体制を整備していくことが必要です。

このため、保健・医療・福祉などさまざまな分野が連携し、福祉サービスが総合的に提供される体制の整備が求められています。更に、新しい課題を解決する福祉サービスや利用者本位のサービス体系を充実するため、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

現状と課題

- 行政職員が、地域主催の会議などの場に積極的に参画することで福祉サービスと地域福祉活動の連携を強化し、効果的・効率的な地域展開を図ることが必要です。
- 多様化・深刻化する福祉課題に対応するため、行政職員などの相談員やサービス提供事業者の専門性の確保や資質の向上が求められています。
- 福祉サービスを提供する拠点である社会福祉施設が、法令などに基づいた適切な運営、円滑な社会福祉施設の経営が確保されているかなど利用者本位の指導監査を強化する必要があります。

推進項目	内容・主な取組
子育て支援の充実	・市の計画に基づき、地域における子育て支援の充実を図ります。
高齢者福祉施策の充実	・市の計画に基づき、地域における高齢者の生きがいづくりや介護予防事業を推進します。
障がい者施策の充実	・市の計画に基づき、障がい福祉サービスを充実するとともに、相談支援事業や地域生活支援事業の充実を図ります。
健康づくりの推進	・市の計画に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健サービスを充実します。
福祉サービスの質の向上	・福祉サービス従事者や相談員などの資質の向上を図り、多様化・複雑化する相談や課題に対し、総合的に対応できる窓口機能を充実させます。
苦情解決体制の整備	・福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応し、利用者の満足度を高めることができるよう、苦情内容などの情報を共有し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげられる体制を整備します。

評価制度の充実	・福祉サービス事業者が積極的に評価制度を活用し、サービスの質の向上へとつなげられるよう体制を整備します。
市の実態に即した福祉サービスの推進	・地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関などに情報提供を行い、市の実態に即した福祉サービスの充実や質の向上へとつなげるための体制を強化します。
サービス提供事業者への支援	・福祉事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。
在宅介護支援センターの運営	・在宅で高齢者を介護される方の介護に関する相談や、ひとり暮らしの高齢者の相談を受け付け、必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

●市民の役割

・自分に合った、自分に必要な福祉サービスの情報を積極的に収集しましょう。

・専門の窓口に相談し、適切な福祉サービスの提供を受けましょう。

●地域の役割

・福祉サービスの利用者同士が交流できる場を提供しましょう。

沼田市の事業紹介

【在宅介護支援センター】

○居宅介護をされている方や、ひとり暮らし高齢者の方からの相談を受け付け、必要に応じてサービスの紹介を行っています。また、利用者と地域包括支援センターの窓口でもあります。

事業のねらい：幅広い知識をもった相談員により、必要な福祉サービスや制度を総合的に提案できる窓口を設けることで、利用者の福祉に真に貢献できるサービス提供を目指します。また、地域包括支援センターの窓口機能を担うことで、利用者の利便性の向上を図ります。

（４）情報提供と総合的な相談体制の充実

福祉サービスの利用を開始するには、利用者がどの福祉サービスを利用したいか選択し、契約する必要があります。そのため、利用者が自分に合った、正しい福祉サービスの選択ができるよう、判断するための情報が、正しく、入手しやすく、かつ分かりやすく提供されていることが必要です。

地域福祉活動を効率的に展開していくには、地域、事業者、関係機関・団体、行政などが連携し、それぞれの活動圏域に応じた地域課題や既に実施されている活動などの情報共有が必要です。さらに、住民の生活課題の早期発見と支援に結びつけることができるよう、課題を発見した地域の人々からの関係機関への相談・連絡体制の整備などが必要です。

また、生活困窮者の方、在宅で高齢者を介護される方、ひとり暮らし高齢者の方など課題が複雑化・多様化しやすい方に対し、課題ごとではなく総合的な受け止めをする場をつくることが求められています。

現状と課題

- 地域福祉活動を効果的・効率的に推進するため、個人情報の保護と有効活用についての正しい知識の普及啓発が必要です。
- 活動圏域に応じた、地域福祉課題や既に実施されている活動などの情報共有体制の確保が必要です。
- 制度の対象とならない人に対する早期の相談支援が必要です。
- 区長や民生委員・児童委員などの地域の多様な人材を活用した、身近な地域における相談体制の整備が必要です。
- 複雑化・多様化している市民の課題に対し、総合的に受け止めてくれる場が求められています。

推進項目	内容・主な取組
自立相談支援事業の実施	・生活困窮者自立支援相談窓口を設置し、支援プランの作成や各種支援の総合的な提案を行います。
各相談員の資質向上	・現在実施されている各相談員への研修のバリエーションを増やし、専門とする課題・対象以外の研修も充実させていくことで、色々な課題解決手段を提案できる相談員の養成を図ります。
相談体制と支援体制の連携	・市民の多様化・複雑化している生活課題に対応するため、子ども・高齢者・障がい者などの各相談窓口が互いに連携し、横断

	的な課題解決ができる環境を整えます。 ・生活困窮者自立支援窓口と公共職業安定所（ハローワーク）との連携体制の強化など、市各種相談窓口と外部社会資源との連携体制の構築を推進します。
情報提供の充実	・適切な福祉サービスの利用につながるよう、広報ぬまたやパンフレット、ホームページなどの情報媒体を活用した発信を行います。また、発信の際には、利用する側にとっての、見つけやすさや分かりやすさに配慮した発信の工夫をします。 ・地域で活動をしたいと考えている人に対し、活動における社会資源などを有効活用できるよう、関係機関や団体、サービス提供事業者などと共有した情報提供を強化します。
情報の共有化の推進	・地区の集会や懇談会などの場を利用した、情報共有体制の構築を支援します。 ・市民、事業者、専門機関、行政などを結ぶネットワーク機能を充実し、住民同士の支え合い活動により発見した地域課題に対して早期対応を図ります。（再掲）
相談体制の充実	・複雑化・多様化した生活課題を受け止められるよう、各課題に対応する専門職など多職種の連携体制を構築し、横断的に対応できる相談体制を充実させます。 ・関係機関や団体などとの連携を強化したケース会議・事例研究などを通じ、地域の実態を把握するとともに、各種相談員の資質向上、相談対応の充実を図ります。 ・介護が必要な人や障がいがある人など外出が困難な方に対し、地域における相談体制の充実を図ります。 ・福祉活動を行う人など、地域で周囲の人の生活課題を発見しやすい人と関係機関などとの連携体制を整え、相談に結びつく体制を整備します。 ・在宅で高齢者を介護される方の介護に関する相談やひとり暮らしの高齢者の相談をお受けする「在宅介護支援センター」を活用し、必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

●市民の役割

・福祉サービス事業者などの広告、ホームページなどで情報を収集しましょう。

・生活課題を抱えたら、課題が大きくなる前に、相談機関で早めに相談を受けましょう。

●地域の役割

・地域の民生委員・児童委員、福祉事業者などを中心に情報提供の場を設けましょう。

・周りの人の生活課題を発見したら、関係機関に相談してみましょう。

基本目標３　すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

（１）避難行動要支援者の支援方策

地域の人々が安心して暮らすために、災害時の安全の確保は課題のひとつです。

地域には災害などの緊急時に自力では避難できない「要支援者」が点在すること、誰しもが災害時にケガをする可能性があり「要支援者」となる可能性があること、災害が起こったとき消防などの公助による支援が必ずしも必要な時にリアルタイムに提供されるとは限らないことなどから、災害時の安全の確保には、地域の結びつきを強くし、緊急時には身近な距離で助け合える関係をつくっておく必要があります。

また、「避難行動要支援者名簿」は、最新の状況を保つことが必要であるとともに、地域との情報共有が重要です。個人情報に十分な配慮を行った上で、提供できる体制の整備が求められます。「要支援者」の中には一般的な避難所では避難生活が困難な人も多いため、福祉事業者などと連携し、福祉避難所の確保を進めていくことも課題の一つです。

現状と課題

- 地域には、緊急時に自力では避難できない「要支援者」が点在しています。
- 個人情報の保護などの正しい知識の普及啓発を含めた、避難行動要支援者登録制度の周知が必要です。
- 隣近所が高齢者のみの地域など、地域の実情に応じた避難支援体制の確保が必要です。
- 特別な配慮が必要な避難行動要支援者の避難誘導方法や福祉避難所の確保が必要です。

推進項目	内容・主な取組
避難行動要支援者の支援体制の強化	・避難行動要支援者名簿の更新を引き続き行い、関係機関との情報の共有などの連携を強化します。 ・災害時に高齢者や障がいのある人、児童、乳幼児などが適切に避難できるよう「避難行動要支援者支援計画」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。 ・災害時にも対応できる公共施設の整備に努めます。 ・民間事業者などとの提携により、福祉避難所の確保に努めます。 ・事業者との事前協議を推進し、身近な地域における福祉避難所の確保に努めます。 ・地域における自主的な初期防災活動が実施できる体制を構築するために、地域による防災計画の策定支援を行います。

●市民の役割

・避難行動要支援者制度の趣旨をよく理解し、必要と感じたら名簿への提供に同意するようにしましょう。

・風水雪害など予め予期できる災害は、情報をこまめに収集し、危険な状態となる前に早めに準備・行動するようにしましょう。

●地域の役割

・災害時などにおいて避難が難しそうな方を気にかけ、普段から声かけや見守りを行うなど、地域で守っていける体制を整えましょう。

・福祉避難所の確保に協力するため、市との情報共有を前向きに検討しましょう。

沼田市の事業紹介

【救急医療情報キット給付事業】

○高齢者のみの世帯や、日常生活に支援が必要な障がいを持った方などに、本人情報、持病等の医療情報、緊急連絡先などを入れ保管するキットを給付します。

事業のねらい：支給対象者に医療的な支援が必要になったときに、情報が正しく伝わるしくみを用意することで、安心した暮らしを実現します。

【安否・緊急通報システム】

○ひとり暮らし高齢者等で、日常的な支援が受けられない方を対象として、緊急通報端末やペンダント型送信機を有償にて貸し出します。

事業のねらい：ひとり暮らしの不安を解消するとともに、万が一の時の早期発見につなげます。

沼田市社会福祉協議会の事業紹介

【災害ボランティアセンター】

○市内で被災した人の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、活動を希望するボランティアの受け入れも行います。

事業のねらい：被災した人とボランティアをつなぐことで、少しでも早く元の生活に戻れるような支援を行います。

（２）一人ひとりの人権の尊重

「障害者基本法」や「障害者差別解消法」の成立、2014 年の「障害者の権利に関する条約」の批准などを背景として、国内外で一人ひとりの人権の尊重が重要視されるようになってきました。

また、子どもや高齢者・障がいある人などへの虐待、配偶者などへの DV（ドメスティックバイオレンス）、性的マイノリティーの方への差別、社会的排除の状況にある人の孤立化などが社会問題として顕在化しており、意識啓発に加え、セーフティーネットの整備が求められています。

さらに、本市にも認知症や精神障がい・知的障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方も暮らしています。そういった方が地域で安心して暮らしていくためには、必要な福祉サービスの選択や契約、生活に必要なお金の適切な管理など、成年後見制度に代表される、いわゆる「権利擁護」サービスが必要です。

高齢化の進む現在、夫婦のみやひとり暮らしの高齢者の世帯が本市においても増加していくことが予想されています。

また、重度の知的障がいを持った方などは、判断のほとんどを親（保護者）に頼っている現状があります。しかし、親自身も高齢化しており、万が一の場合の、わが子の将来の暮らしの心配は非常に大きなものであることが予想されます。

これらの課題から、権利擁護サービスの普及・啓発、相談窓口の整備、地域に存在しうる対象者を把握するシステムの構築などが望まれます。

現状と課題

- 子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待や DV、差別などを防止するため、地域における見守り活動の促進や相談・通報体制の確立などに加え、意識啓発を通じた社会づくりを進めていくことが必要です。
- ひとり暮らし高齢者の増加や、障がいを持った方の「親亡き後」の課題など、今後増加が予想される権利擁護サービスの需要増への対応が必要です。

推進項目	内容・主な取組
虐待、DV 防止の連携強化	・地域における見守り体制の充実を図ります。 ・児童、高齢者、障がいのある人などに対する虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。 ・虐待や DV 防止に向けた啓発活動、相談体制及び早期発見・対応の充実を図ります。
男女共同参画の推進	・男女がともにあらゆる分野において地域福祉活動の担い手となり、積極的な活動が行えるよう、男女共同参画の意識の啓発を図ります。
ノーマライゼーションの理念の啓発	・その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を広く地域に啓発します。また、ノーマライゼーション理念の具体化のための、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン※）についても普及啓発します。

※ノーマライゼーションと社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

社会的包摂とは、けっしてみんなを同じ価値観や生活様式に同化させることではなく、その人らしさ、あるいはお互いの違いを認めあい、共生していく姿である。福祉教育では、一人ひとりの違いと同じを大切にしてきた。同時に、違っていても「仲間外れにしない」という非排除の原則が前提になければならない。このことは、人権を基盤に共生の文化をつくるというノーマライゼーションの考え方である。

出典：全国社会福祉協議会「社会的包摂にむけた福祉教育」より引用

推進項目	内容・主な取組
日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知	・ポスターやパンフレット、ホームページなどを活用した周知を行います。 ・成年後見制度の研修会を実施し、制度の周知と利用促進を図ります。
日常生活自立支援事業	・沼田市社会福祉協議会に委託し、日常生活自立支援事業を実施します。
成年後見制度の相談窓口の利用勧奨	・成年後見制度の研修会を市職員に向けて実施することで、各相談窓口において判断能力が十分でないと考えられる相談者が来訪された際、成年後見制度の相談窓口の利用勧奨を行える体制づくりを行います。
成年後見制度の相談窓口の設置	・沼田市地域包括支援センターに、成年後見制度の相談窓口を設置します。

認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業	・認知症高齢者等で介護保険サービスを利用もしくは利用しようとする方や、重度の知的障がいの方、精神障がいの方で障害福祉サービスを利用もしくは利用しようとする方であり、かつ助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方に対し、成年後見人制度の申し立てに要する経費と後見人などの報酬の助成を行います。
対象者の把握	・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度の利用対象者の把握や利用促進に努めます。
成年後見制度利用促進計画の策定	・本市の成年後見制度の利用促進を進めるために、本計画の期間中に「成年後見制度利用促進計画」を策定します。

●市民の役割

・認知症や障がいのある人に対する理解を深めましょう。

・権利擁護や成年後見制度についての、理解や知識を深めましょう。

・虐待やDVを発見したときは即時に関係機関へ通報しましょう。

・身近な人で、自分の判断に不安を抱えている方や、権利擁護サービスの利用が適切と思われる方がいたら、相談窓口の利用を勧めましょう。

●地域の役割

・障がいのある人との交流事業を推進し、相互理解を深めましょう。

・虐待及びDV防止策として、隣近所での見守り、声かけを推進しましょう。

・地域に自分の判断に不安を抱えている方や、権利擁護サービスの利用が適切と思われる方がいた場合、相談窓口の利用を勧めましょう。

沼田市の事業紹介

【各種啓発活動】

○「社会を明るくする運動」や「女性に対する暴力をなくす運動」等の、ポスターの掲示やパンフレットの配布等を通じた啓発活動を行います。

事業のねらい：啓発活動を通じて広く市民に問題意識をもってもらい、一人ひとりの人権が尊重できる社会を目指します。

【各種教育事業】

○小・中学校における特別支援学校との交流や、高齢者・障がいのある人に対する理解を深める教育を推進しています。

事業のねらい：高齢者や障がいのある人に対する「心の壁」を除去し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。

【権利擁護事業】

○周知・啓発活動などにより制度の周知を図るほか、地域包括支援センターにて成年後見制度の相談を受け付けます。

事業のねらい：判断能力の十分でない方や知的・精神などの障がいを持った方、そのご家族が、安心して地域で暮らしていけるよう支援します。

（３）住みやすい住環境の整備

高齢化の進行により、地域には車の運転や徒歩での移動が困難な高齢者が増加しています。また、生活の質の低下を懸念し、運転免許の自主返納が困難な高齢者も増加していることが考えられます。これら高齢者に対して日常生活の利便性を確保し、地域の安全な交通を確保することは、住みやすい住環境を整備する上で必要です。

また、健常な人にとって危険のない道や設備でも、障がいのある人や子どもにとっては危険となる道や設備もあります。市民の誰にとっても安全に、快適に生活できる道路の整備や公共施設のバリアフリーなどが求められています。

現状と課題

- 子どもが安心して通学し、遊べるための、家庭や地域が連携した環境の整備が必要です。
- 防災、防犯、交通安全など、地域における自主的な活動を促進することが必要です。
- 高齢者や障がいのある人などが、地域で安心して生活することができるための啓発活動や相談体制の充実が必要です。
- 運転免許の自主返納をしても生活の質が担保されるよう、交通インフラを確保することが必要です。

推進項目	内容・主な取組
ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進	・誰しもが安全に通行できる歩道や道路など、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。 ・公共施設などにおいて、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。
利用しやすい交通環境の整備	・妊婦や高齢者、障がいのある人など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。
環境美化のまちづくりの推進	・地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。
自主防災・防犯活動の支援	・防災訓練・防犯活動を通じ、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図ります。 ・地域における自主防災・防犯活動の組織づくりを推進します。
防災・防犯に強いまちづくりの推進	・防災・防犯に配慮したまちづくりを推進します。
交通安全対策の充実	・子どもや高齢者などの交通弱者の交通事故を防止するため、交通安全教室の充実や地域の見守り活動を促進します。

推進項目	内容・主な取組
安心して暮らせる日常生活の支援	・消費者相談体制を充実し、消費者被害の実態を把握し、被害防止に向けた情報提供を充実します。 ・ひとり暮らし高齢者の安心した自立生活を支援するため、定期的な訪問や緊急通報装置の貸与などの支援を充実します。 ・高齢者や障がいのある人などが、安全・安心で、快適な生活を送ることができるよう、身体状況の変化に応じた住宅のバリアフリー化などを促進します。

●市民の役割

・防災・防犯及び交通安全などの講習会に積極的に参加しましょう。

・あいさつ・声かけを実践しましょう。

●地域の役割

・自主防災・自主防犯の組織を維持し、定期的な訓練を行うなど機能強化を図っていきましょう。

沼田市の事業紹介

【各種啓発活動】

○「社会を明るくする運動」や「女性に対する暴力をなくす運動」等の、ポスターの掲示やパンフレットの配布等を通じた啓発活動を行います。

事業のねらい：啓発活動を通じて広く市民に問題意識をもってもらい、一人ひとりの人権が尊重できる社会を目指します。

【各種教育事業】

○小・中学校における特別支援学校との交流や、高齢者・障がいのある人に対する理解を深める教育を推進しています。

事業のねらい：高齢者や障がいのある人に対する「心の壁」を除去し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。

第５章　重点施策

１　重点施策と目標値の検証

前回の計画策定時には、各基本目標を総合的に推進するため重点施策を設けました。さらに、施策の進捗を評価する目的で目標値を設定しました。そのため、本計画の策定において、各数値目標に対する点検評価を行いました。

基本目標１　地域における福祉意識の醸成、担い手づくり

（１）福祉意識向上の推進

広報ぬまたなどで地域福祉活動の必要性を周知し、地域福祉活動への理解促進、活動の活性化を図りました。

●広報ぬまたなどによる、地域福祉に対する理解の啓発

初期値 2013 年度	目標年度 2018 年度	実績値 2018 年度
0回/年	２回/年	１２回/年

（２）地域福祉活動を担う人材の育成

市ボランティア連絡協議会と協働し、市民のボランティア活動への参加意欲を活動につなげるとともに、ボランティアの活性化の促進を図りました。。

●社会福祉協議会ボランティア保険加入数

初期値 2013 年度	目標年度 2018 年度	実績値 2018 年度
登録者数　1,707 人	2,000 人	1,360 人

基本目標２　自助を支える共助と公助が連携したまちづくり

（１）自助を支える地域福祉活動の創出

社会福祉協議会が設置する福祉員（見守り協力員）への支援を充実するとともに、設置町数を増加させ、身近な地域による見守り活動などの地域福祉活動の充実を図りました。

●福祉員（見守り協力員）設置町数（全町数 96）

初期値 2013 年度	目標年度 2018 年度	実績値 2018 年度
12 町	96 町	96 町

（２）地域福祉ネットワークの構築

地域住民同士がふれあいながら情報交換や相談ができるよう自由で身近な交流の場を充実し、住民同士の支え合いの促進を図りました。

●ふれあい・いきいきサロン設置箇所数

初期値 2013 年度	目標年度 2018 年度	実績値 2018 年度
60 箇所	70 箇所	74 箇所

基本目標３　すべての市民が安全で安心して暮らせる地域環境づくり

（１）避難行動要支援者の支援方策

災害時には、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対する支援が必要です。そのため避難行動要支援者名簿を作成し、さらに名簿の共有体制を確立し地域住民による避難体制の支援に努めました。

●避難行動要支援者名簿の作成

初期値 2013 年度	目標年度 2018 年度	実績値 2018 年度
0 地区	全地区	全地区

第６章　計画の推進

１　市民協働による連携体制の強化

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大し、また複雑化・多様化する一方で、超高齢社会や核家族化に代表されるような地域社会の変容、社会保障費の増大、これから起こりうる新たな社会問題など、福祉行政を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっています。

この問題に対し、国では、「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」を将来の社会のあり方として示し、地域住民同士の互助を基本とし、共助・公助がそれを支える仕組みを作ることで、効率よく充実した、それぞれの事情にあった地域福祉が推進されることを目指しています。

よって、地域福祉の主体である市民や地域の組織、関係機関・団体、社会福祉協議会、市（行政）などがそれぞれ担う役割を明らかにし、協働による新たな地域福祉の仕組みを推進し、市民の誰もが安心感を得られる生活環境を整備することが必要です。

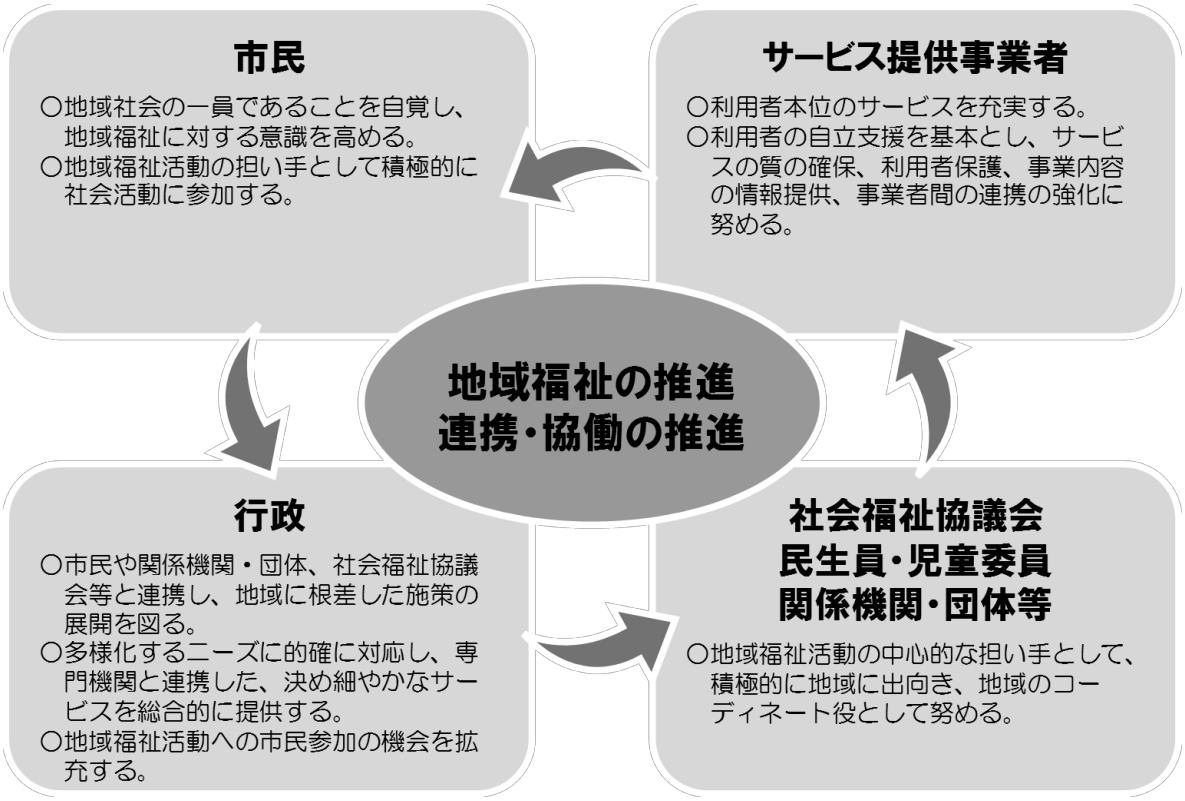

2　推進体制と評価

この計画は、市民や区長、民生委員・児童委員、関係機関・団体、事業者、行政などの協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動を担う関係者と連携し進捗管理を行う必要があります。

このため、「沼田市地域福祉計画推進委員会」を設置し、区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、庁内検討委員など地域福祉活動を担う関係者と進捗状況や相互の連携体制の確認などにより、このの評価・点検を行い、効果的な計画の進行管理を行います。

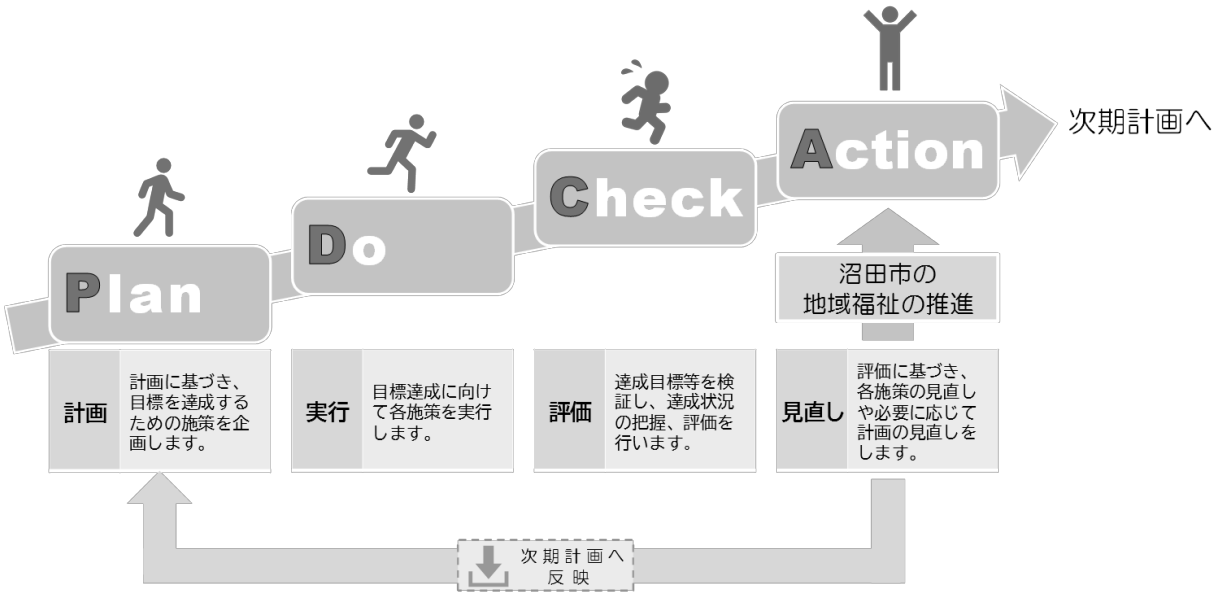

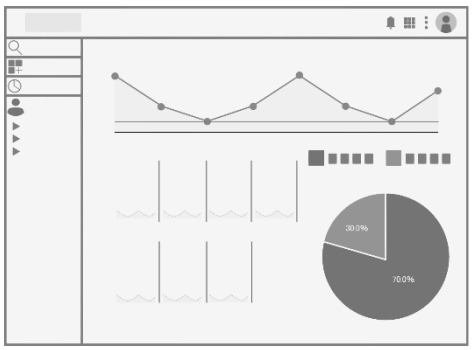

資料編

1　福祉圏域（中圏域）地区名詳細

沼田・東部地区

柳　町	高橋場町	材木町	桜　町	上原町
東原新町	西原新町			

沼田・西部地区

東倉内町	西倉内町	上之町	馬喰町	仲　町
坊新田町	鍛冶町	下之町	榛名町	清水町
薄根町				

利南地区

戸鹿野町	新　町	沼須町	上沼須町	下久屋町
上久屋町	久屋原町	横塚町	栄　町	

池田地区

佐山町	上発知町	中発知	発知新田町	下発知町
岡谷町	奈良町	秋塚町		

薄根地区

下沼田町	白岩町	硯田町	恩田町	井土上町
宇楚井町	原　町	堀廻町	大釜町	善桂寺町
石墨町	戸神町	町田町		

川田地区

上川田町	下川田町	篠尾町	屋形原町	岩本町
今井町				

白沢地区

高　平	生　枝	岩　室	尾　合	平　出
上古語父	下古語父			

利根地区

追　貝	平　川	大　場	高戸谷	老　神
大　原	園　原	穴　原	根　利	南　郷
輪　組	多　那	二本松		

2　策定の経緯

年月日	会議名	内容
2018 年 10 月 26 日 ～11 月 16 日	市民意識調査の実施	・本市在住の 18 歳以上の 2,000 名を対象に、アンケート調査を実施しました。
１2月 21 日	庁内検討委員会	・市民意識調査の結果報告 ・計画骨子案の審議
2019 年2月 19 日	地域福祉計画 策定委員会	・計画案の審議
2月 22 日～3月 22 日	パブリックコメント	・意見なし。

３　沼田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、沼田市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、沼田市地域福祉計画策定委員会　（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

（１）計画の策定に関すること。

（２）その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、１５人以内の委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）市民

（２）社会福祉に関する団体等の代表者

（３）その他市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、計画策定完了までとする。また、任期中に委員の変更があった場合後任者の任期も同様とする。

（会議）

第５条　委員会の会議は、市長が招集し、福祉事務所長が議長となる。

２　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庁内検討委員会）

第６条　委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

２　検討委員会は、別表の市職員及び市社会福祉協議会職員をもって１５名以内で組織する。

３　委員長は健康福祉部社会福祉課長、副委員長は社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

４　委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

６　委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

７　委員の任期は計画策定完了までとする。

８　検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

９　検討委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

１０　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は

説明を聞くことができる。

（事務局）

第７条　委員会及び検討委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年１２月　３日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、計画策定が完了したときその効力を失う。

4　委員会委員名簿

沼田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	要綱第３条の種別	区分	氏名	役職
1	市民代表	沼田市区長会	大平　孝雄	沼田市区長会会長
2		沼田市民生委員児童委員協議会	井上　政道	市民児協会長
3	社会福祉に関する団体等の代表者	沼田市ボランティア連絡協議会	倉澤　和雄	会長
4		沼田市身体障害者団体連合会	吉野　茂	会長
5		利根沼田障害者相談支援センター	仲丸　守彦	所長
6		沼田市老人クラブ連合会	桑原　幸夫	会長
7		沼田市私立保育園園長会	藤巻　貞子	代表
8		沼田市在宅介護支援センター運営協議会	田中　志子	会長
9		沼田市介護保険運営協議会	木村　敬史	会長
10		沼田市社会福祉協議会	木村　敬史	会長
11	その他市長が適当と認める者	沼田市小・中学校長会協議会	横坂　隆司	会長
12		沼田市青少年育成連絡協議会	小林　昭紀	会長
13		沼田市保健推進員会	丸山　文子	会長
14		沼田市福祉事務所	小林　信博	所長

地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

別表(第７条関係)

No.	役　職	職　名	氏　名
1	委員長	健康福祉部　社会福祉課長	大竹　尚彦
2	副委員長	沼田市社会福祉協議会　事務局長	中澤　豊
3	委員	総務部防災対策課防災係長	小野　克弘
4	〃	市民部生活課　生活係長	栗原　利充
5	〃	〃　協働推進係長	織田澤　清子
6	〃	健康福祉部社会福祉課　障害福祉係長	小野　利明
7	〃	〃子ども課課長補佐兼子育て支援係長	青柳　匡美
8	〃	〃　高齢福祉課　高齢福祉係長	佐藤　守
9	〃	〃　介護保険係長	信澤　毅
10	〃	〃　介護予防係長	川端　正志
11	〃	〃　健康課　保健係長	小林　泰子
12	〃	〃　予防係長	齋藤　和枝
13	〃	〃 社会福祉課課長補佐兼社会係長	大嶋　利夫

第２次沼田市地域福祉計画

2019年３月発行（2019年５月７日 第２版）
発 行 沼田市
編 集 沼田市役所 健康福祉部 社会福祉課 社会係
〒378-8501 沼田市下之町888番地
TEL 0278-23-2111（代表）
URL http://www.city.numata.gunma.jp